

第2期のびのび塩竈っ子プラン (最終案)

～塩竈市子ども・子育て支援事業計画／塩竈市次世代育成支援行動計画～

計画期間 令和2～6年度

令和2年3月
宮城県 塩竈市

はじめに

子どもたちの元気な笑顔は、いつの時代においても未来への希望であり、私たち大人たちにとっての喜びでもあります。子どもたち一人ひとりが輝く笑顔でいられるまちを創ることは私たち大人の責務です。しかし、全国的な人口減少と少子高齢化が進んでいることから、その傾向に歯止めをかける施策が必要となっています。

国においては、家庭や地域並びに雇用環境の変化に対応するべく、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を創設し、子育て支援を「量」と「質」の両面から社会全体で支える仕組みを整備しました。

また、平成29年6月には「子育て安心プラン」が示され、令和2年度末までに全国の待機児童の解消を目標とするとともに、令和4年度末までに女性の就業率を80%に引き上げるため、保育の受け皿を整備するとしています。

さらに、子育て世代の経済的負担の軽減と、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することを目的として、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」の制度がスタートしました。

塩竈市では、平成27年度から5か年の子育て支援の総合計画である「新のびのび塩竈っ子プラン」を策定し、「生命（いのち）の誕生と子育ての感動を分かちあい、子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しおがま」を基本理念として掲げ、様々な子育て支援を実施してまいりました。

そして、このたび、「新のびのび塩竈っ子プラン」の理念を継承し、5年間の計画期間である「第2期のびのび塩竈っ子プラン」を策定いたしました。新たなプランでは幼児期における教育・保育サービスをはじめ、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業など地域ニーズに応じた子育て支援策の将来的なニーズ量とそれに対応した確保方策を定め、子育て支援に関する取り組みをさらに充実させてまいります。

また、行政や地域が中心となり、子どもや子育て家庭に対し集中的・重点的に取り組む施策や事業をプランに盛り込み、子どもたちがのびのびと育つことができ、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに邁進してまいります。

そのためには、市民のみなさまにご支援をいただくことが必要となります。この計画をご理解いただくとともに、その推進にあたってご協力くださいますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、熱心な議論をいただきました「塩竈市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見、ご提案を賜りました市民、関係団体の皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

塩竈市長 佐藤光樹

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	4
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正.....	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正.....	6
6 計画の策定体制と市民意見の反映.....	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本市における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子どもの人口の推移.....	11
(2) 合計特殊出生率と出生数の推移.....	12
2 子育て世帯の状況.....	14
(1) 子育て世帯の推移.....	14
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	15
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	17
(1) 就業率の推移.....	17
(2) 母親の就労状況.....	18
(3) 育児休業制度利用の状況.....	22
4 子育て支援事業の利用状況.....	24
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況.....	24
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	25
5 待機児童と放課後児童クラブの状況.....	27
(1) 待機児童数.....	27
(2) 放課後児童クラブの登録児童数.....	27
6 児童虐待の状況.....	28
(1) 児童虐待の相談について.....	28
7 施策の進捗評価.....	30

主要な施策3 子育て家庭への支援.....	80
基本目標3 地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち.....	83
主要な施策1 子育てを支援する生活環境の整備.....	83
主要な施策2 児童虐待防止対策の充実.....	86
主要な施策3 子ども・家庭を支援する地域社会づくり.....	88
第6章 計画の推進・評価体制.....	93
1 計画の推進主体.....	93
(1) 親（家庭）の役割.....	93
(2) 市民（地域）の役割.....	93
(3) 事業所（企業）の役割.....	94
(4) 行政（市）の役割.....	94
2 計画の評価と進行管理.....	96
資 料 編.....	99
1 幼児教育・保育の無償化について.....	99
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯.....	99
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨等.....	99
(3) 無償化の対象者・対象範囲等.....	100
2 塩竈市子ども・子育て会議.....	102
(1) 塩竈市子ども・子育て会議条例.....	102
(2) 委員名簿.....	104
(3) 会議の開催日と審議内容.....	105
3 用語解説.....	107



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

塩竈市（以下「本市という。」）では、国の少子化対策と連動し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく『のびのび塩竈っ子プラン』を平成17年度に策定し、次世代の育成に結びつく新たな支えあいの創出、子どもたちがのびのびと育ち、安心して子育てができる環境を福祉、保健、医療、教育、地域づくりなど幅広い分野において計画的に整備を進めてきました。

さらに、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、平成26年度に『新のびのび塩竈っ子プラン～塩竈市次世代育成支援行動計画／子ども・子育て支援事業計画～』（以降「第1期計画」という。）を策定し、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。

しかしながら、社会情勢は少子化の流れが留まることなく進行し、核家族化や地域のつながりの希薄化、加えて子どもの貧困問題も表面化したことから、さらなる対策が求められていました。そのため、国は平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表するとともに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、子育てのための施設等利用給付が創設され、利用者負担を無償化する等の措置を講じ、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策が推進されました。

これを受け本市では、第1期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した利用者へのアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた事業量等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ『第2期のびのび塩竈っ子プラン～塩竈市子ども・子育て支援事業計画／塩竈市次世代育成支援行動計画～』（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進します。加えて、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施し、本市に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子ども・子育て支援等の関連施策を展開していきます。





2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

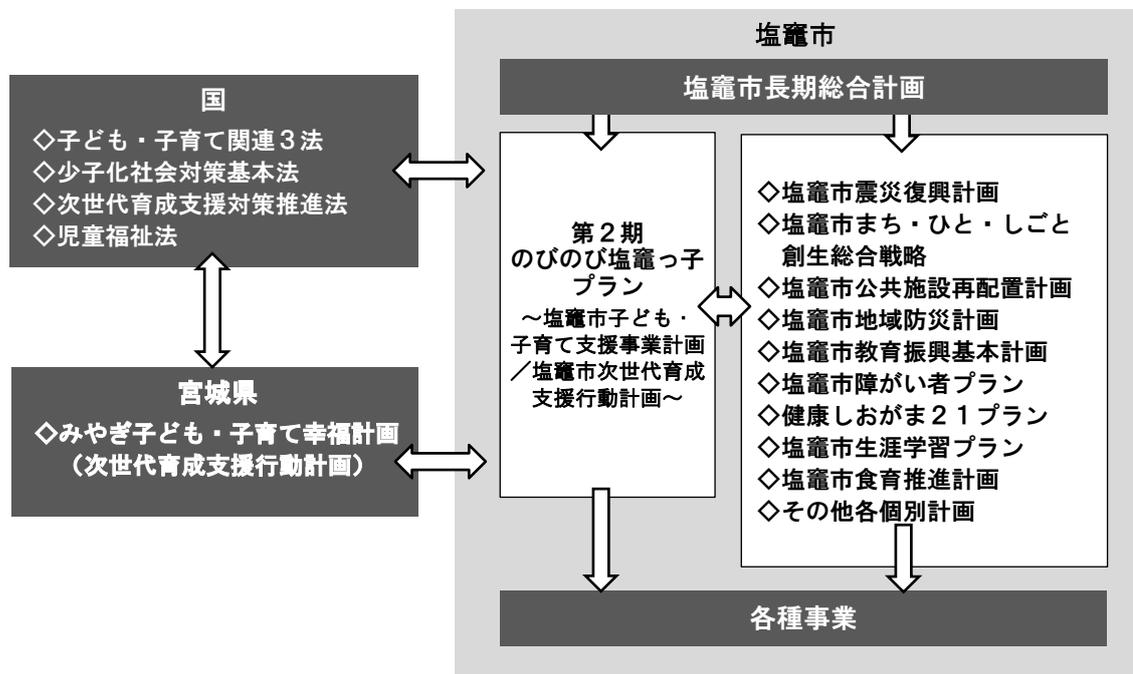
また、平成26年4月に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立し、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が10年間延長されたため、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に推進していきます。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である『塩竈市長期総合計画』のもと、子ども・子育て支援に関する様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図りながら推進していきます。

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく『子ども・子育て支援計画』と「次世代育成支援対策推進法」に基づく『次世代育成支援行動計画』を併せた計画です。

■ 他計画との連携

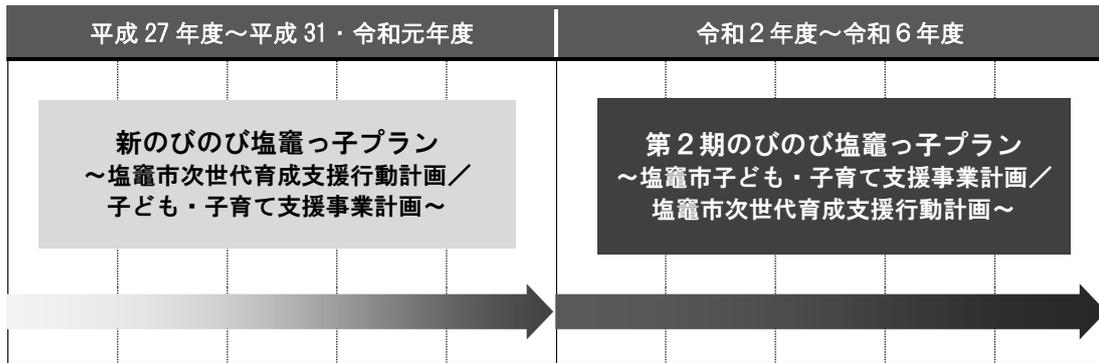


4 計画期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



■ 計画期間



5 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

平成30年4月1日施行の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

また、令和元年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外保育施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1プロブレム」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切にニーズ量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児[※]への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

※ 外国につながる幼児：海外にルーツがあり、多様な言語・文化・価値観・慣習などの中で育ってきた幼児

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

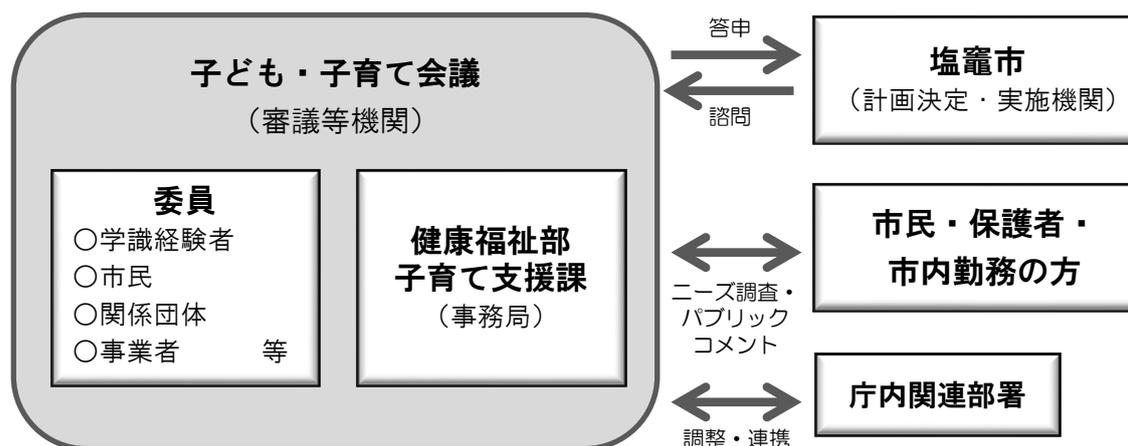
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

6 計画の策定体制と市民意見の反映

本市では、本計画を策定するにあたり、ニーズ調査やパブリックコメントを実施し、広く市民意見を聴取しました。さらには、幅広く市民の意見を反映させる場として「塩竈市子ども・子育て会議」を開催し、計画策定に必要な各検討課題に対して審議を行い、必要に応じて市民意見を計画書に反映するように努め、策定しました。

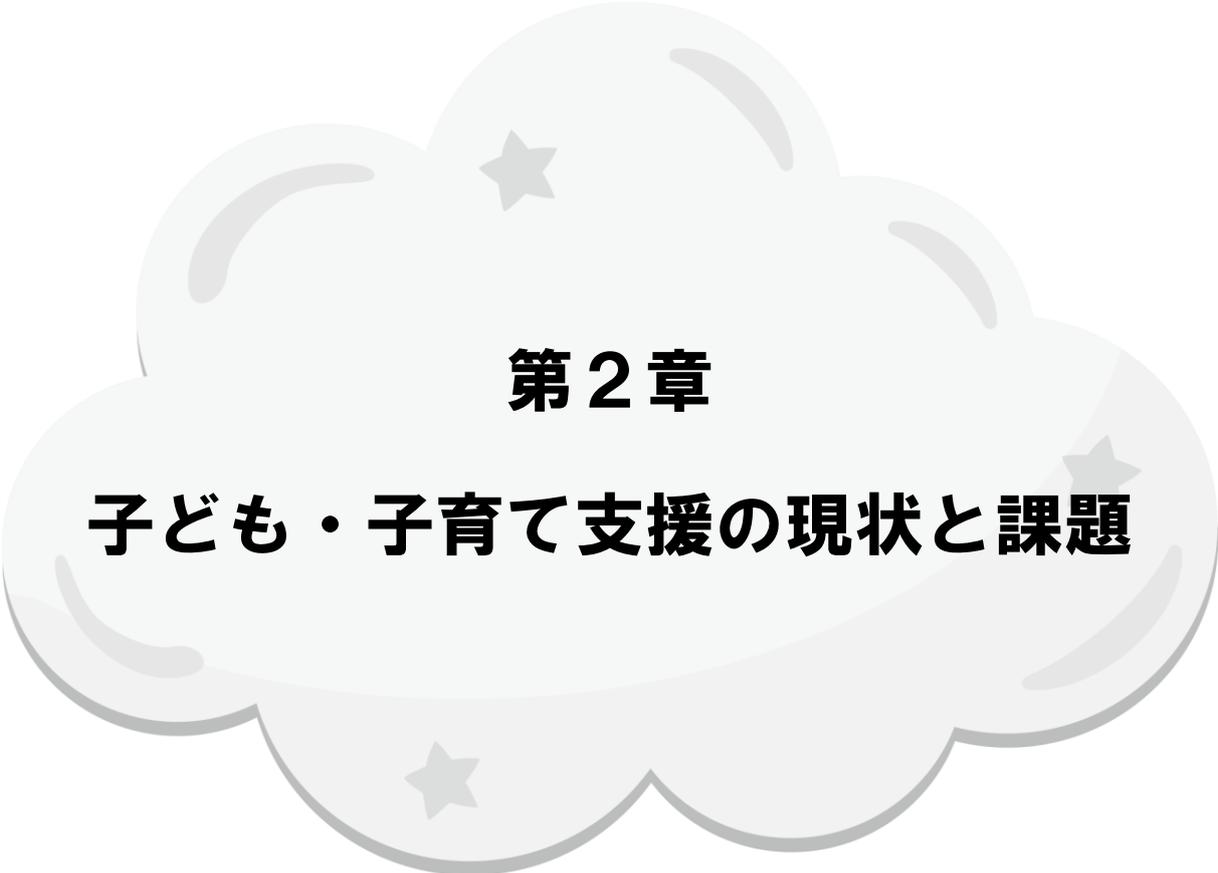
■ 計画の策定体制



7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、市民の必要なニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施については、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

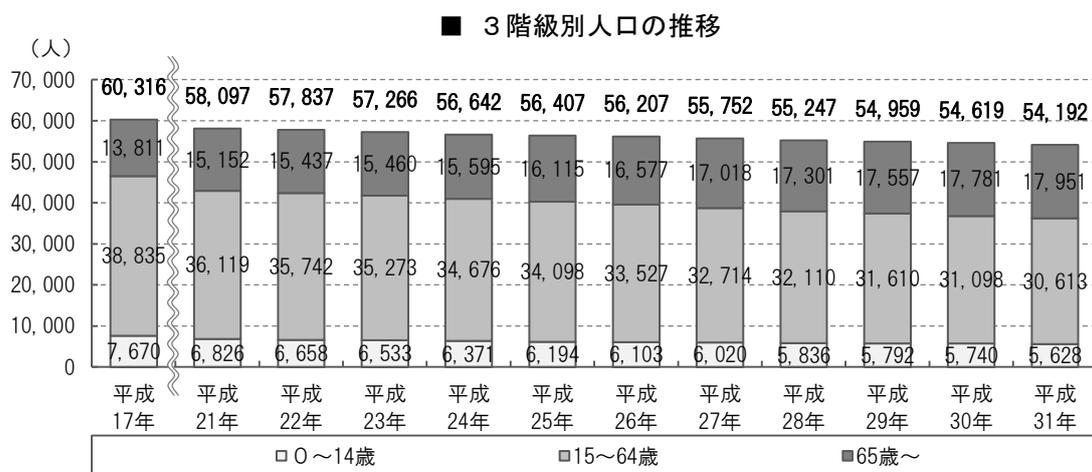
子ども・子育て支援の現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

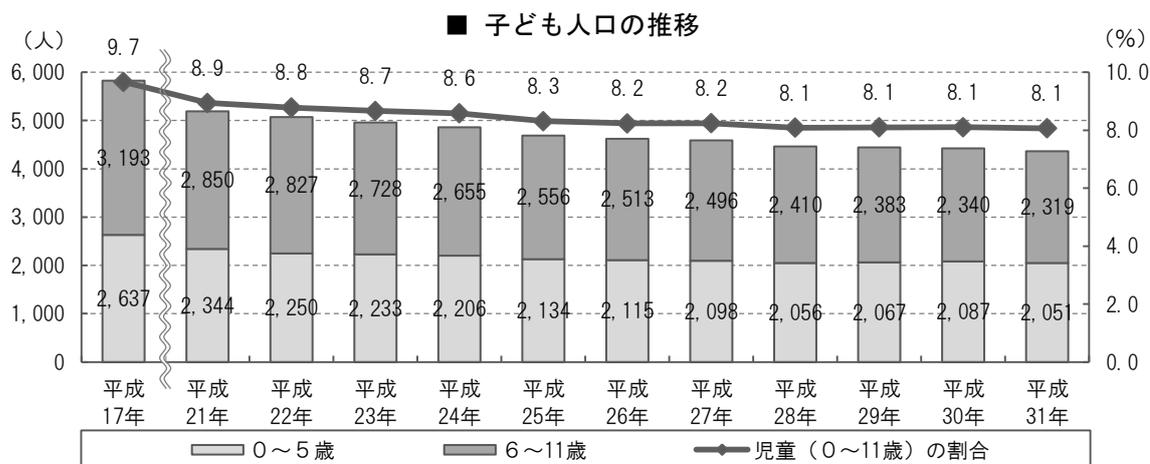
(1) 人口と子どもの人口の推移

本市の人口は平成17年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、平成17年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

平成17年以降の子ども人口（就学前児童及び小学生）の減少割合が、人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続け、平成31年3月末には8.1%となっています。

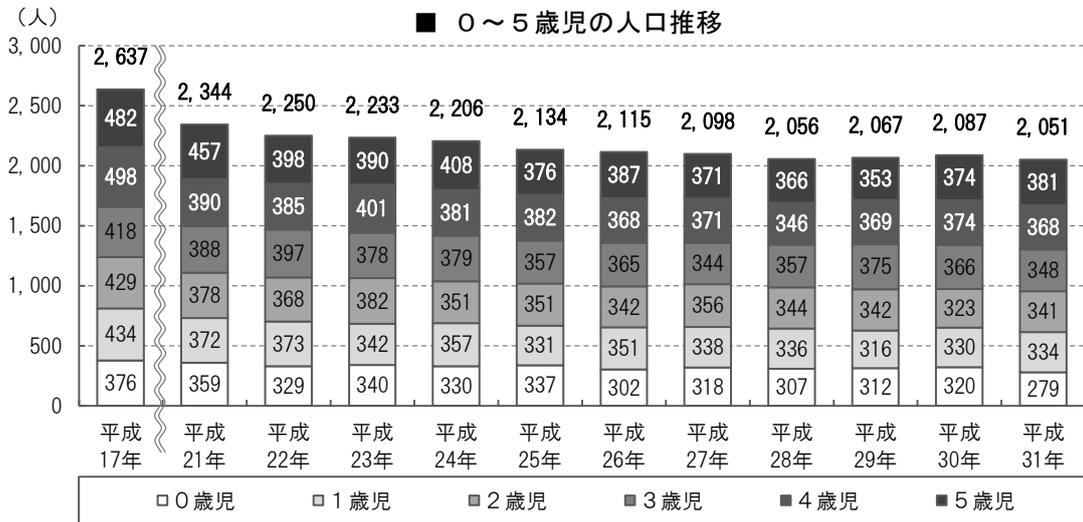


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）



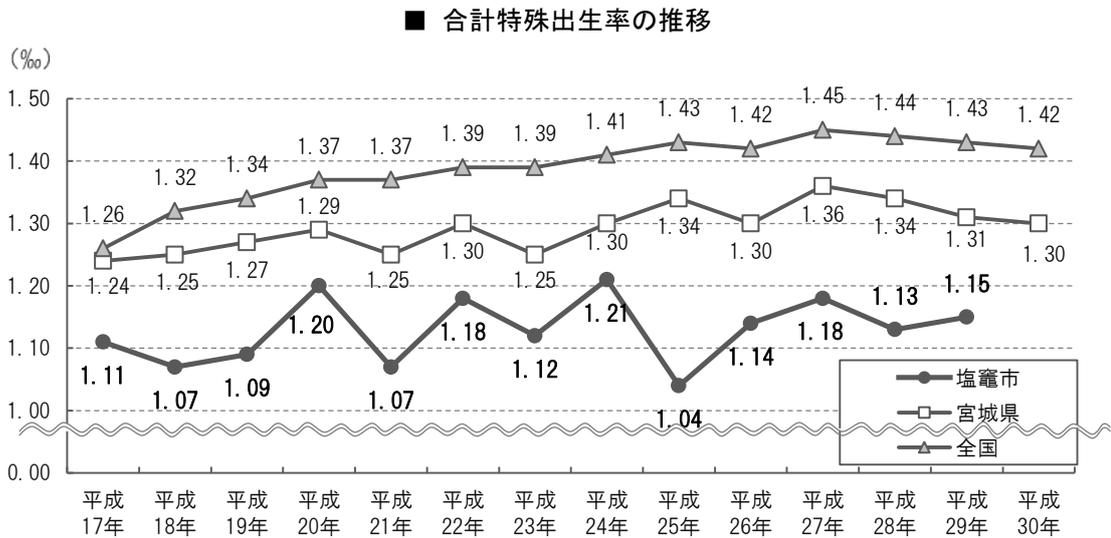
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、平成21年から平成31年3月末にかけて全体で293人（12.5%減）減少しています。このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

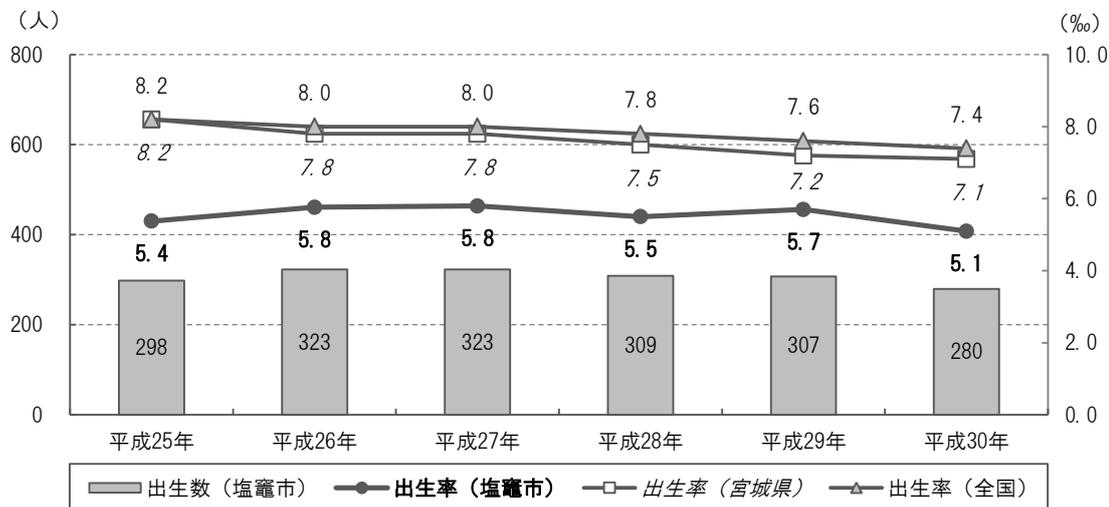
（2）合計特殊出生率と出生数の推移

本市の合計特殊出生率は、平成17年以降、全国・県より低い水準で推移しています。



本市の出生数は300人前後で推移し、平成28年以降は減少傾向にあります。また、出生率を県・全国と比較するといずれの年も両者を下回っています。

■ 出生数の推移



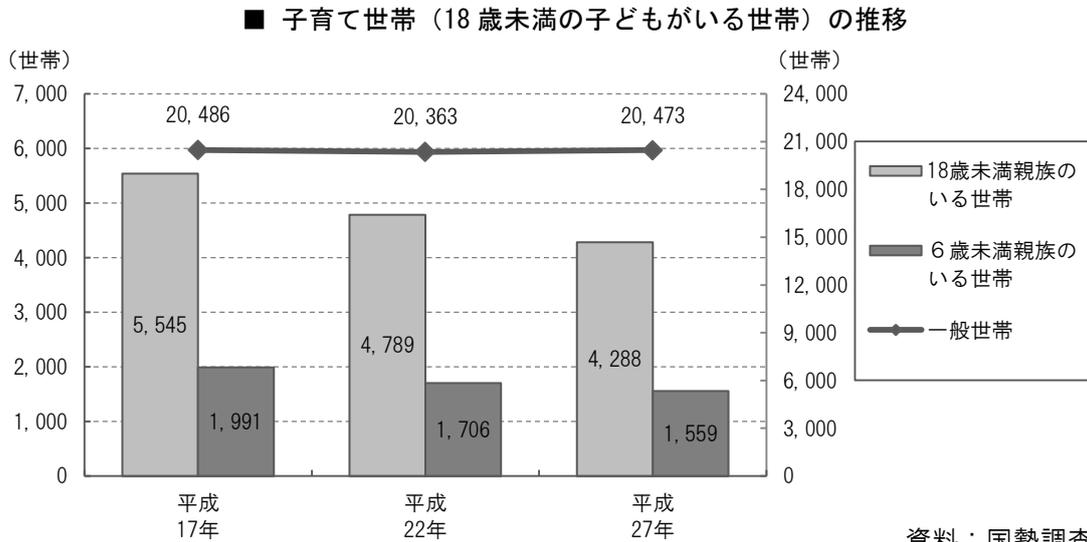
資料：人口動態統計調査



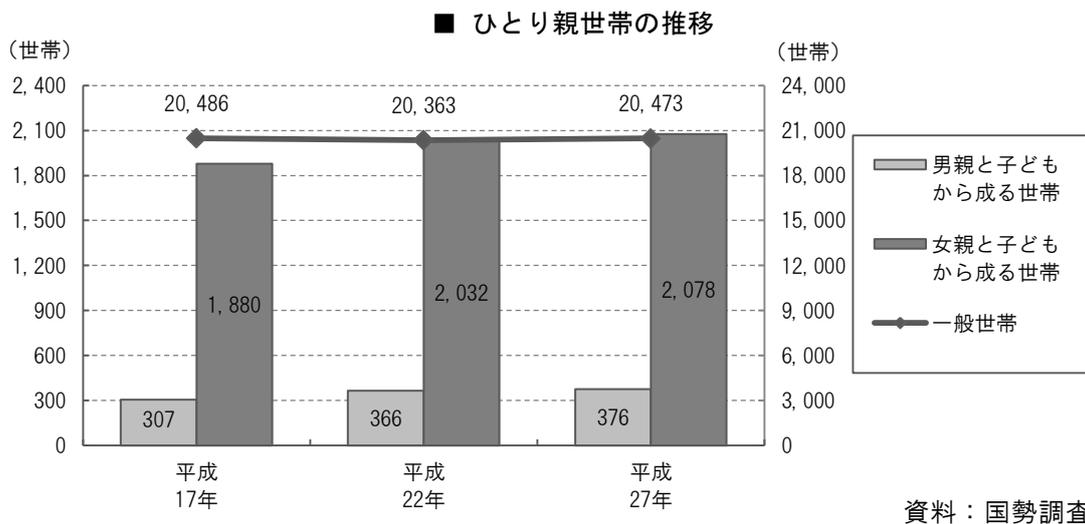
2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成17年から平成27年までの子育て世帯の推移をみると、一般世帯には大きな差はなく、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。



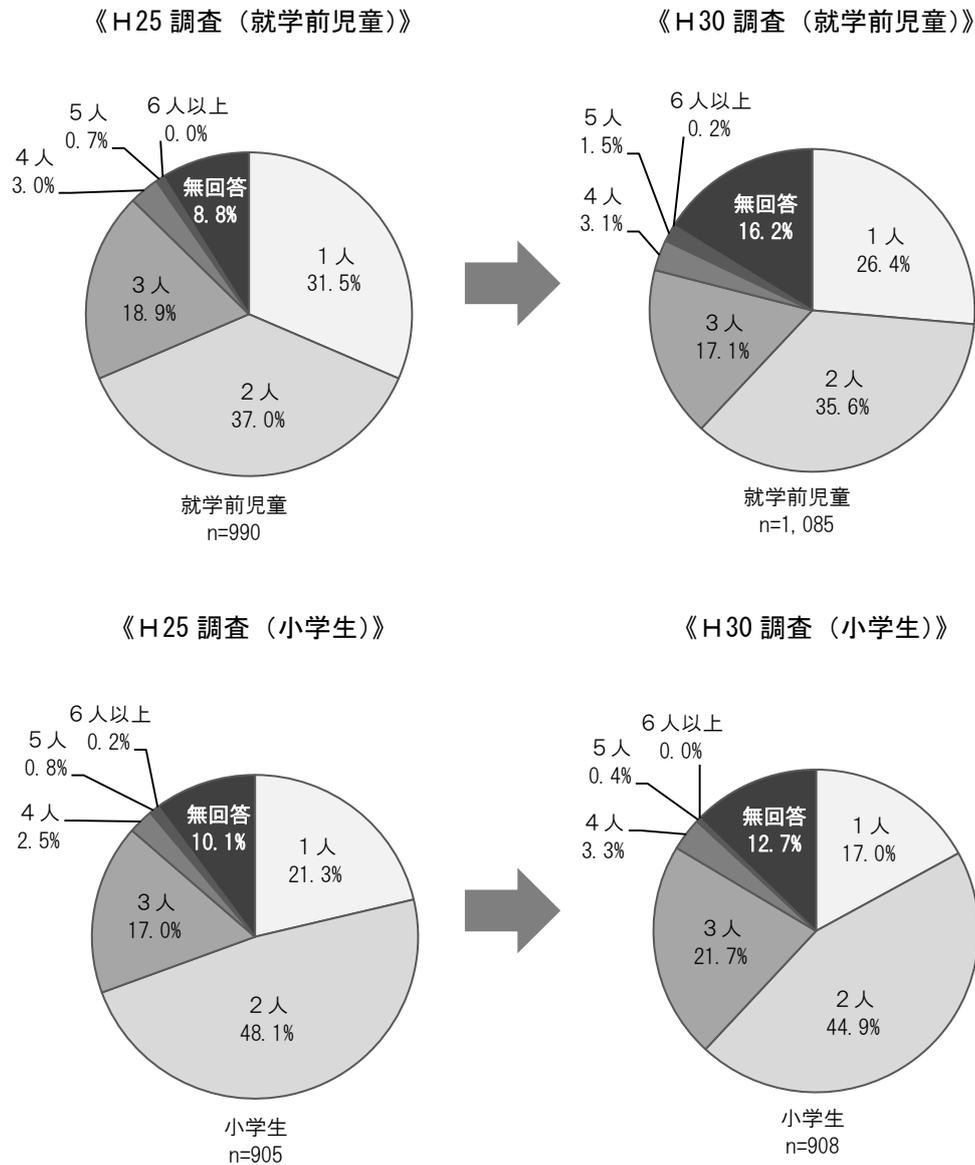
また、ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯はともに増加しています。



(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

子育て世帯の子どもの人数は、就学前児童・小学生ともに「2人」が最も高くなっていますが、いずれも前回調査より減少しています。

■ 子育て世帯の子ども人数



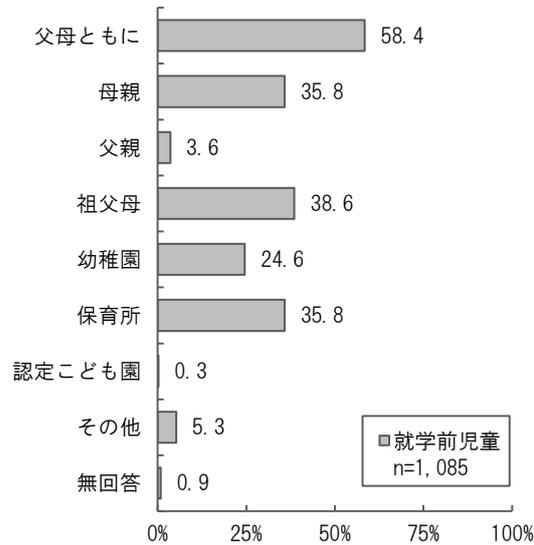
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



日常的に子育てに関わっている方は、「父母ともに」（58.4%）が最も高く、次いで「祖父母」（38.6%）となり、「母親」「保育所」（各35.8%）より高くなっています。

■ 日常的に子育てに関わっている方

《H30 調査（就学前児童）》



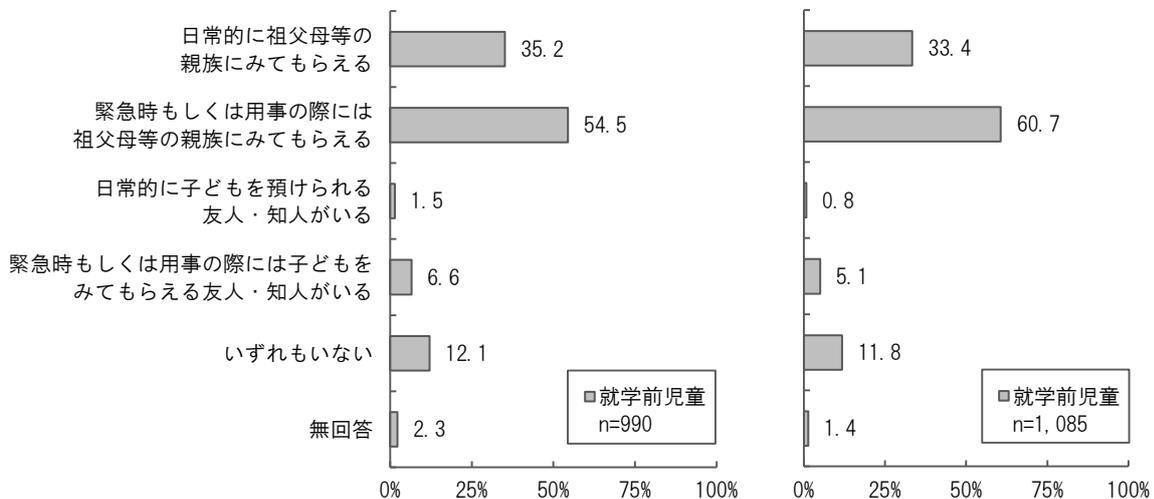
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就学前児童の子育てに関する親族・知人等協力者の状況は、約6割が「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、約3分の1が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答し、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が5.1%となっています。また、前回調査でも同様の傾向がみられます。

■ 子育てに関する主な協力者

《H25 調査（就学前児童）》

《H30 調査（就学前児童）》



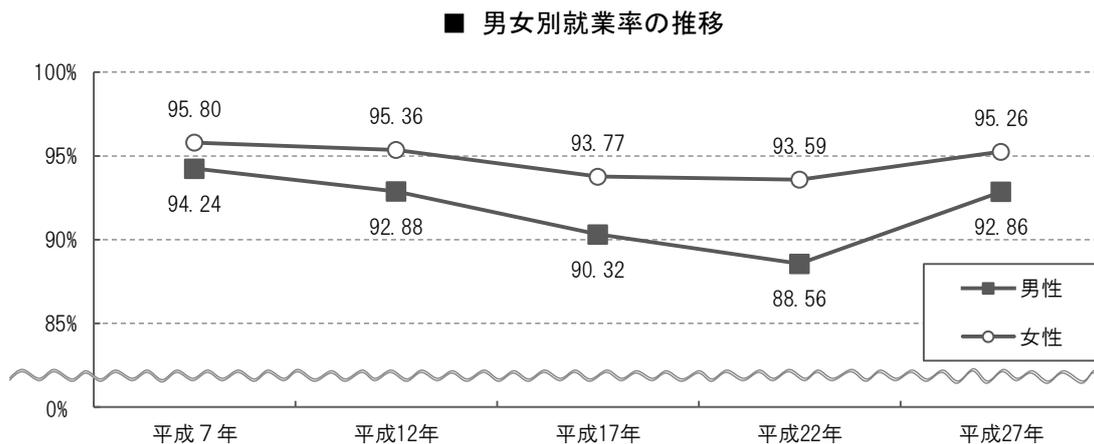
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

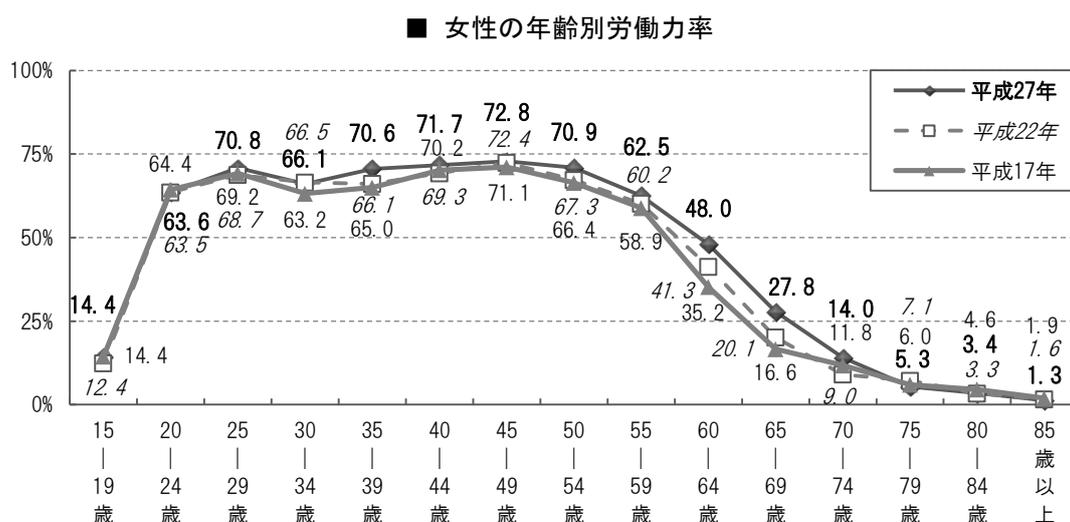
(1) 就業率の推移

本市の15歳以上の就業率をみると、平成22年まで男女ともに就業率は低下しています。その後、平成27年には男女ともに上昇しています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が男女ともに増加していることに加え、65歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。



資料：国勢調査

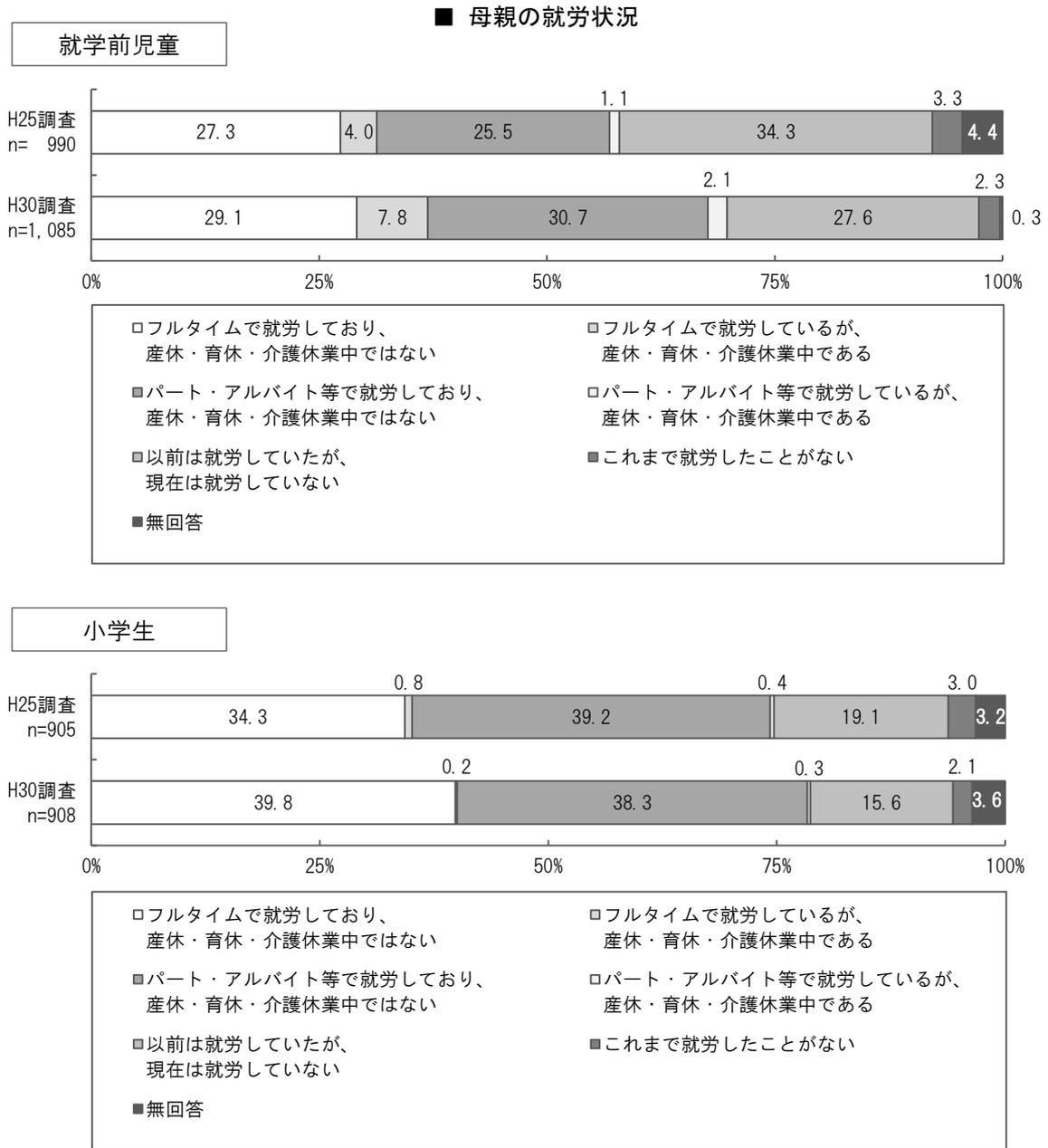
女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、平成17年、平成22年、平成27年のいずれの年代でも25～29歳と45～49歳のダブルピークとなっています。結婚時期や子どもの育児（子育て）期間の就業状況がほとんど変化していないことがうかがえます。



資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

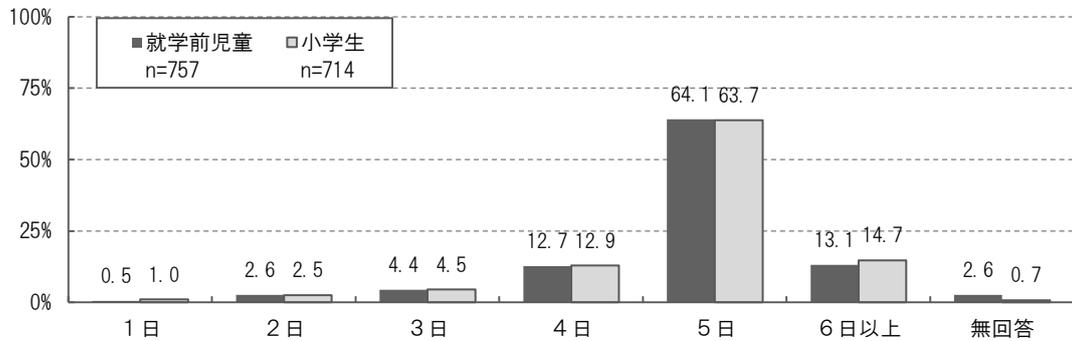
就労している母親は、就学前児童で69.7%、小学生で78.6%で、前回調査よりそれぞれ11.8^{ポイント}、3.9^{ポイント}増加しています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数は、就学前児童・小学生ともに「5日」(64.1%・63.7%)が最も高くなっています。

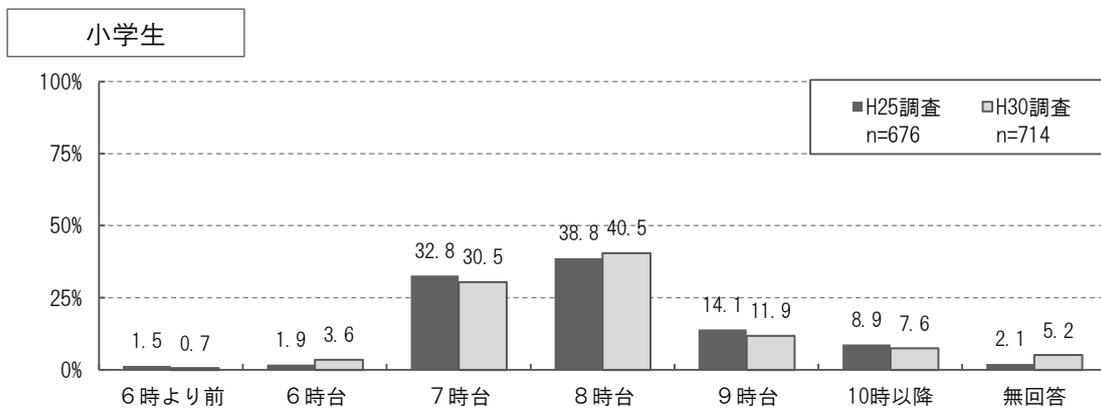
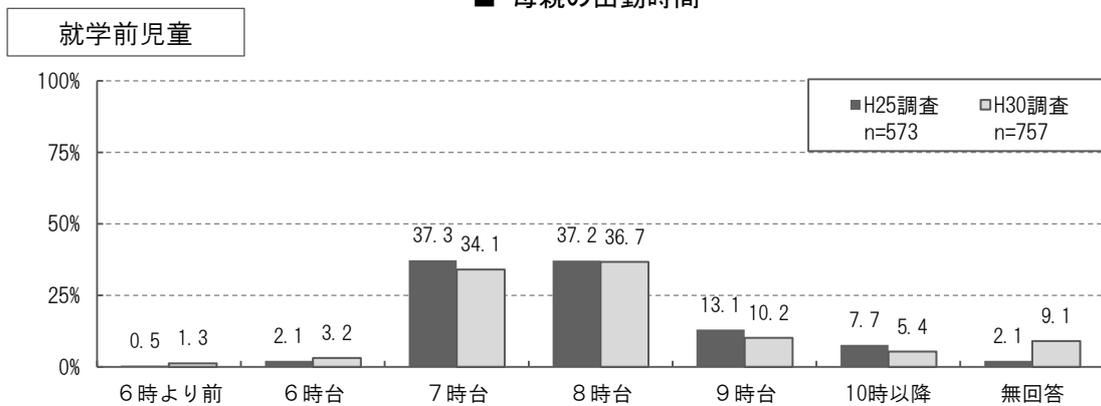
■ 母親の就労日数（1週当たり）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童では「7時台」「8時台」がいずれも3割を超え、大差はありません。小学生では「8時台」が高くなり、「7時台」とは10ポイントの差があります。

■ 母親の出勤時間

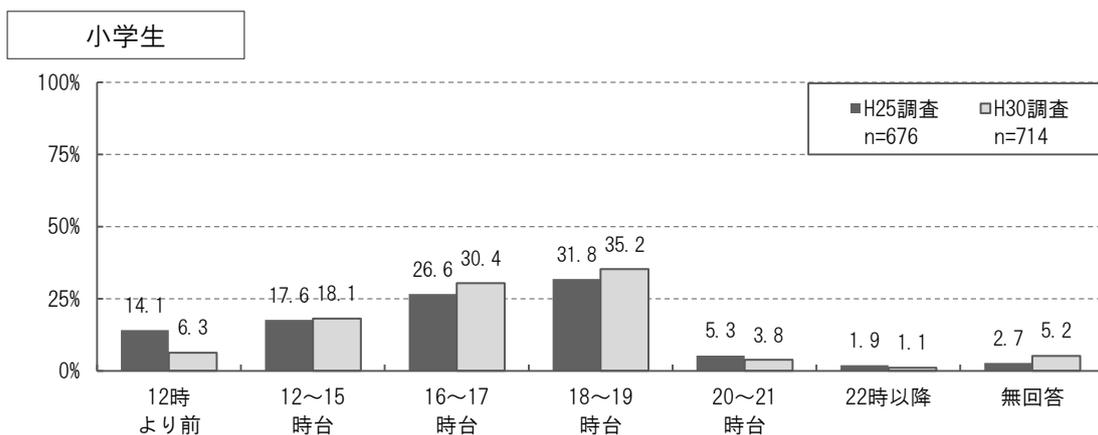
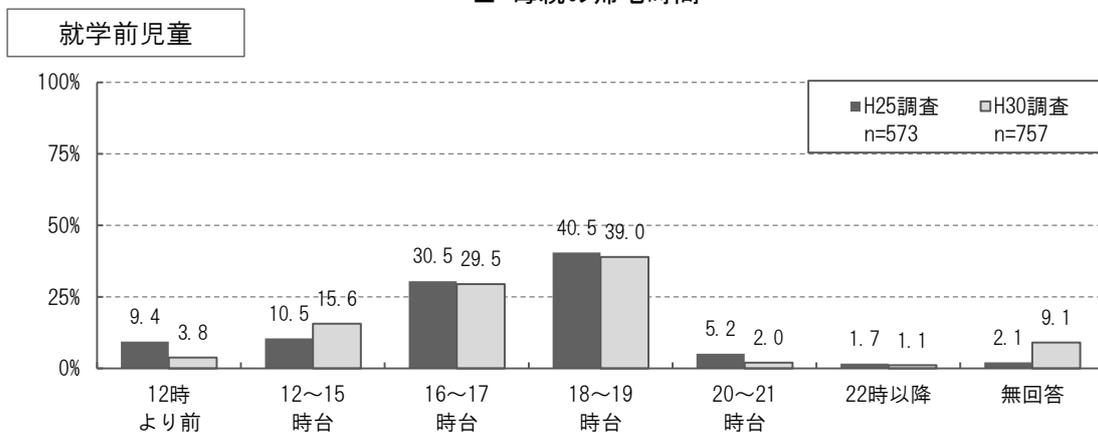


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「18～19時台」が最も高く、次いで「16～17時台」となっています。就学前児童では、前回調査よりいずれも僅かに減少していますが、小学生ではやや増加しています。

■ 母親の帰宅時間

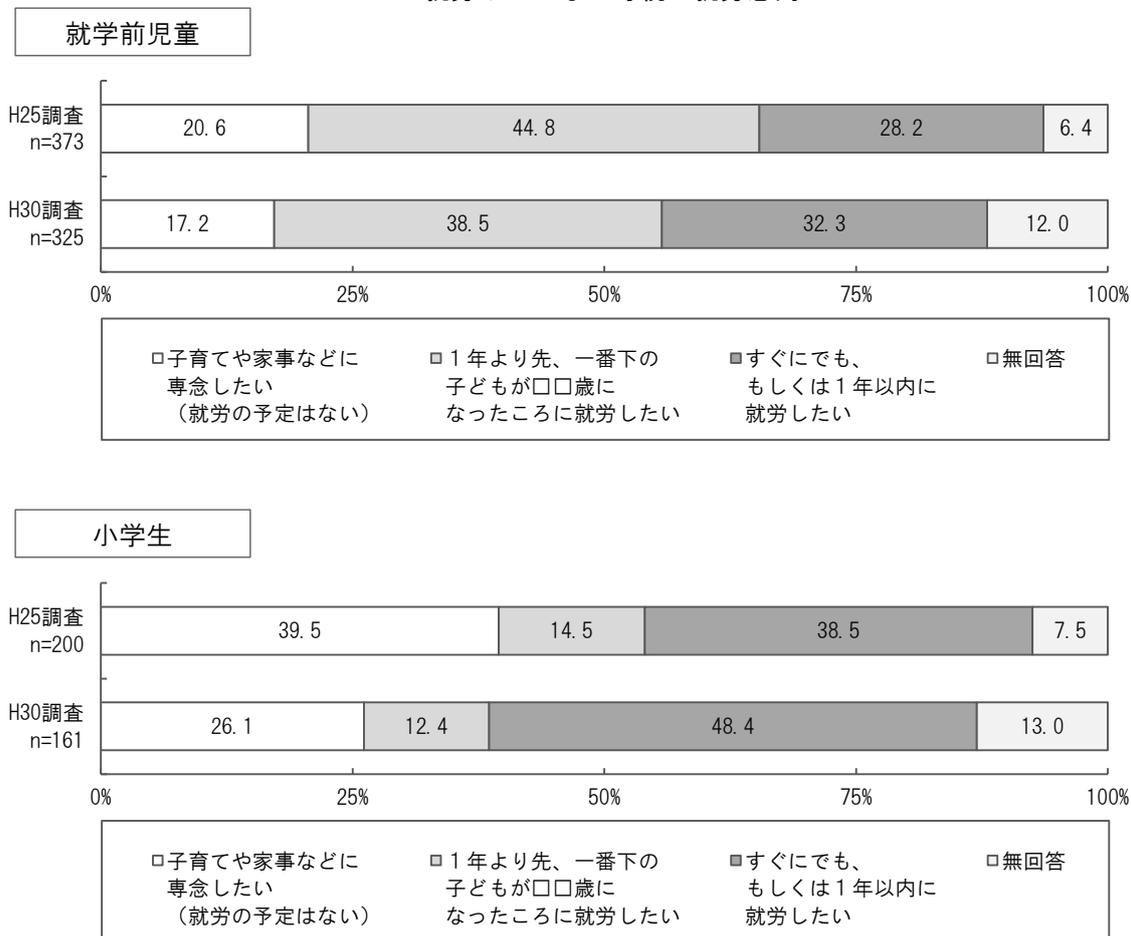


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



就労希望がある母親は、就学前児童で70.8%、小学生で60.8%となり、前回調査と比較すると、就学前児童は2.2ポイント減少し、小学生は7.8ポイント増加しています。

■ 就労していない母親の就労意向



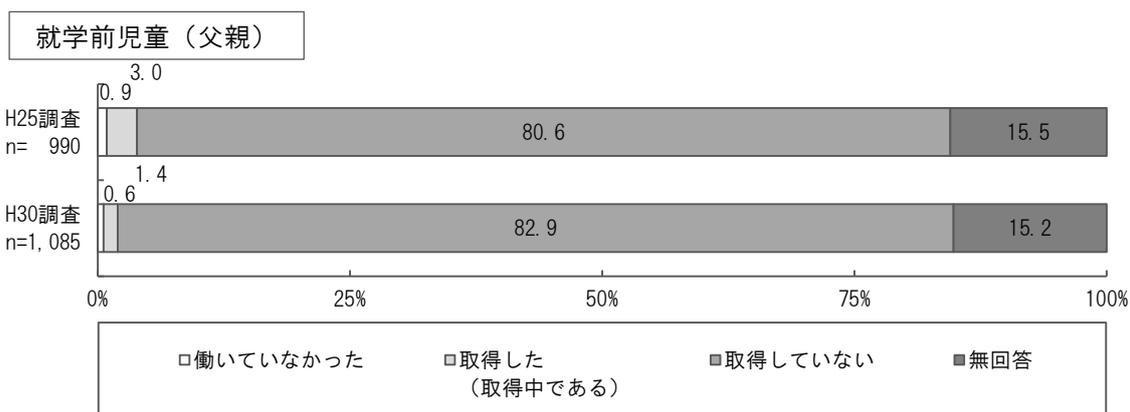
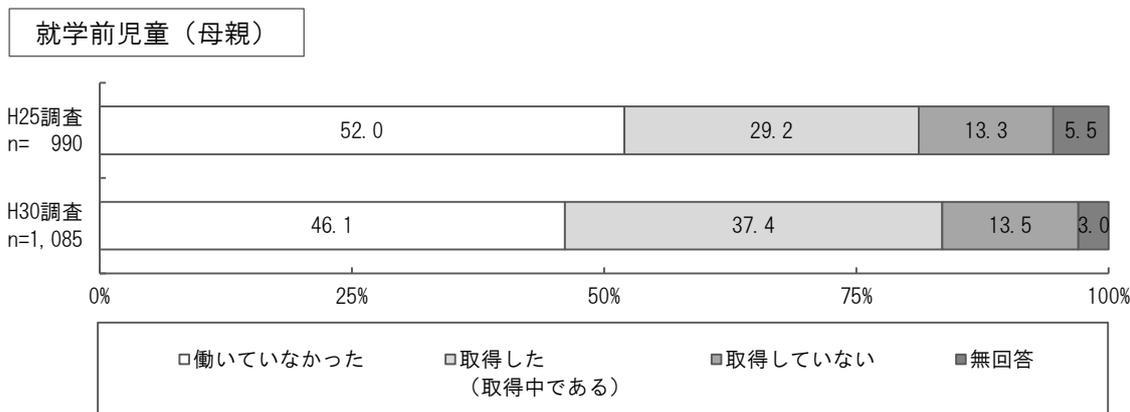
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度を利用した母親は37.4%、父親は1.4%となり、前回調査より、母親は8.2^{ポイント}増加しているものの、父親は1.6^{ポイント}減少し、父親の利用状況は極めて低くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況

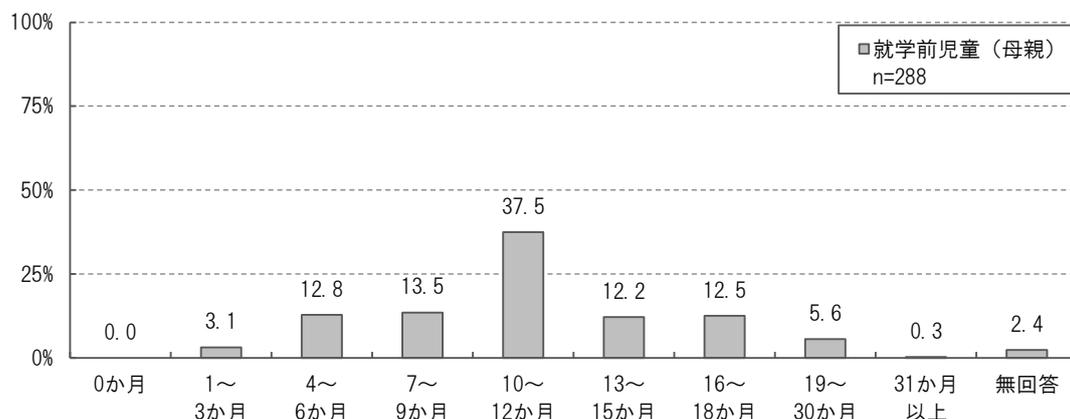


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親が育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢をみると、「10～12か月」（37.5％）の割合が最も高く、次いで「7～9か月」（13.5％）、「4～6か月」（12.8％）となっています。

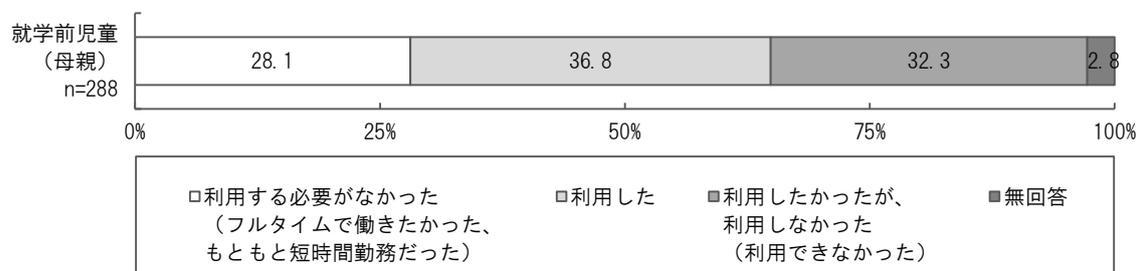
■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は36.8％となっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



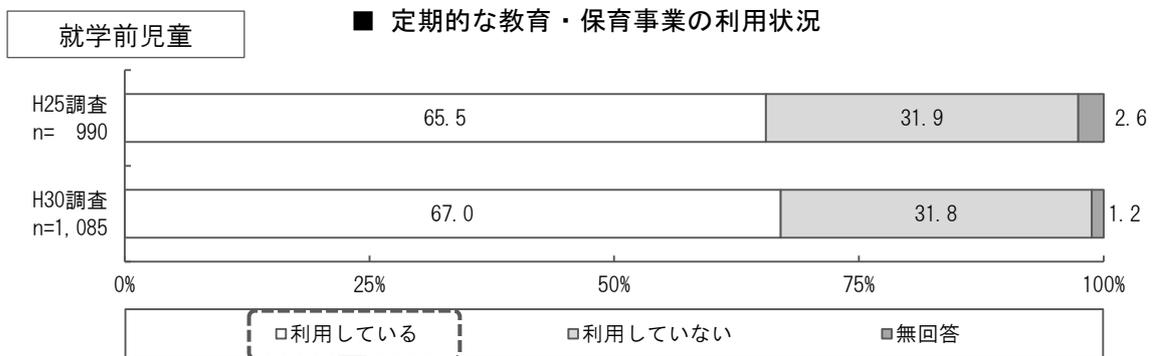
4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、約7割が「利用している」(67.0%)と回答し、前回調査より1.5ポイント高くなっています。

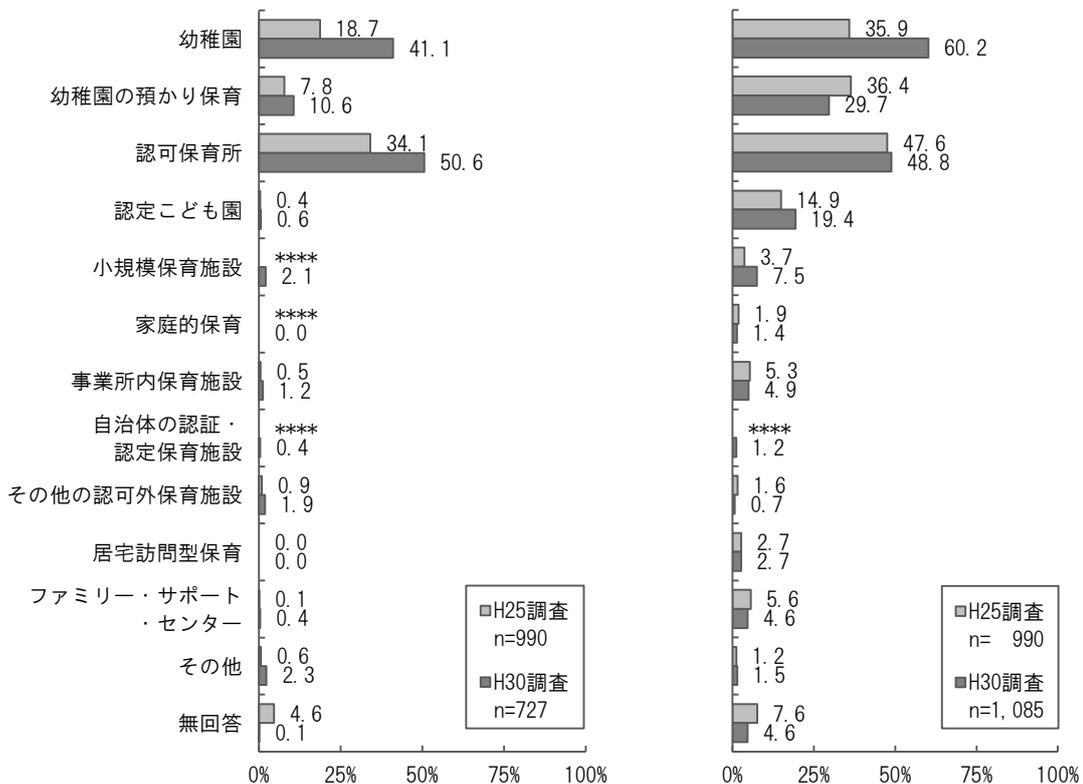
利用している事業は、「認可保育所」(50.6%)が最も高く、次いで「幼稚園」(41.1%)となっています。前回調査と比較すると、「認可保育所」は16.5ポイント、「幼稚園」は22.4ポイント高くなっています。

利用を希望する事業をみると、「幼稚園」(60.2%)が最も高く、前回調査より24.3ポイント高くなっています。



■ 利用している定期的な教育・保育事業

■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業

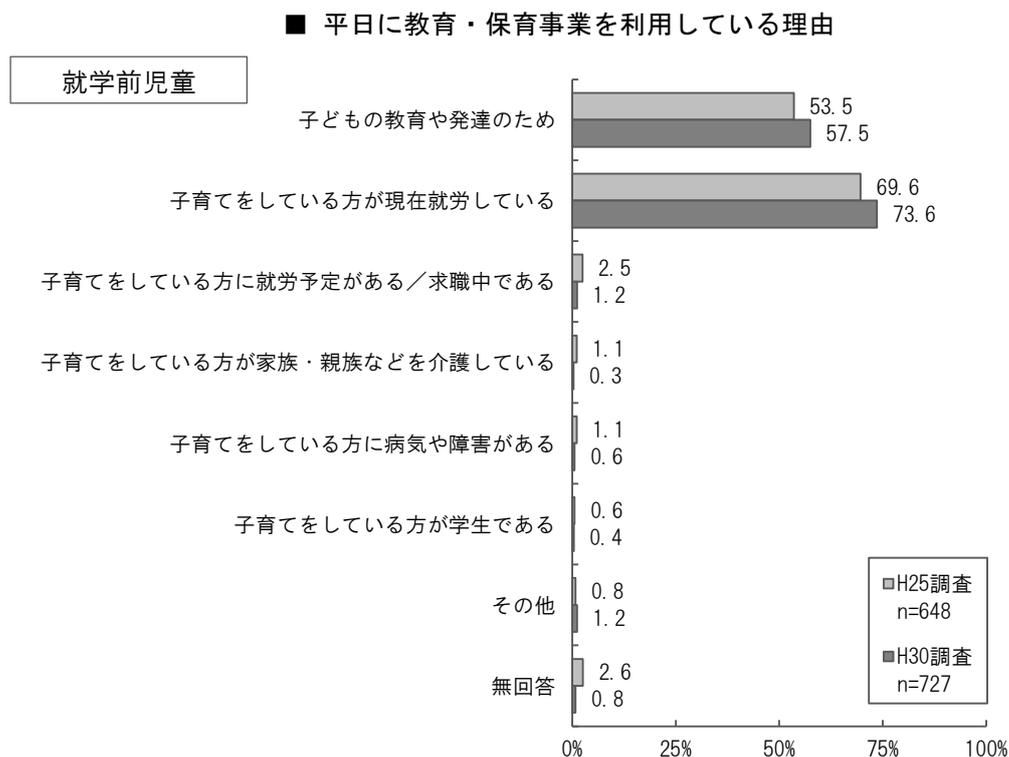


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果。H25調査の「****」は当時選択肢なし。



(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(73.6%)が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(57.5%)となっています。前回調査と比較すると、「子育てをしている方が現在就労している」で4.0^{ポイント}高くなっています。

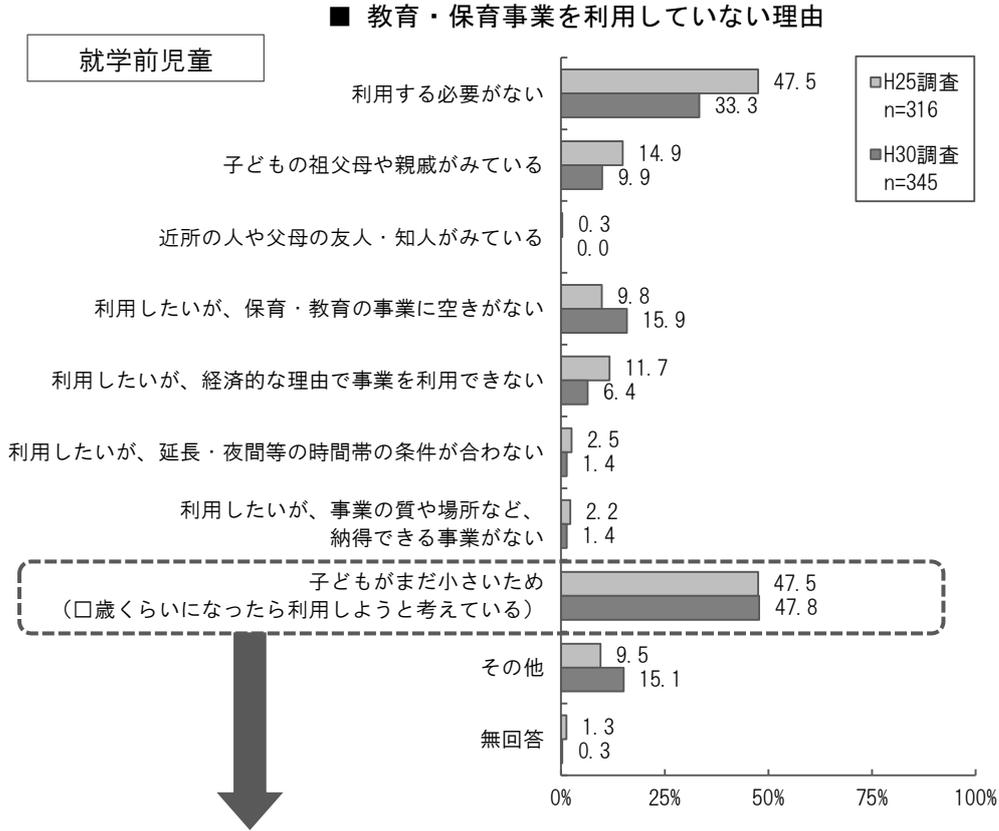


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

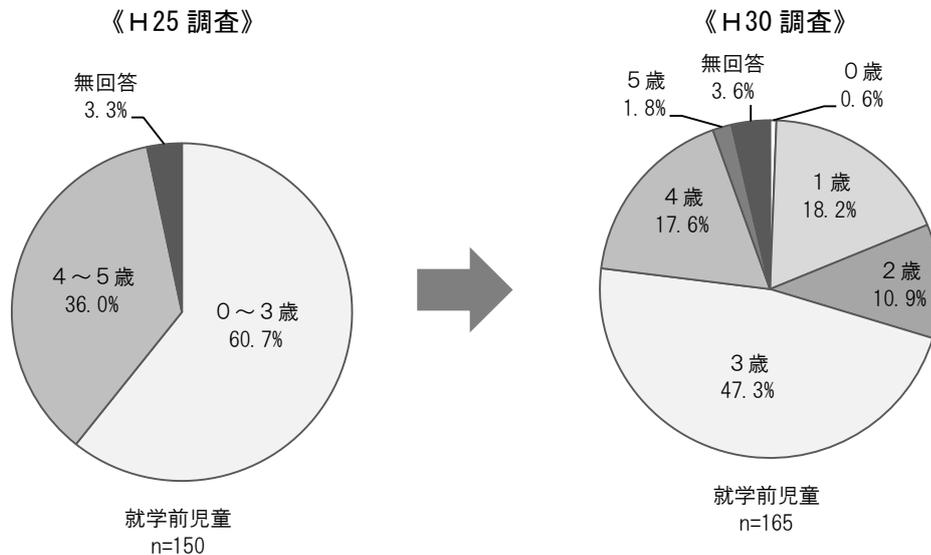


定期的な教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」（47.8%）が最も高く、前回調査とほぼ同様の結果となっています。

教育・保育事業を利用する希望開始時期となる子どもの年齢は、「0歳」～「3歳」を合わせると77.0%となっており、前回調査より16.3^{ポイント}高くなっています。



■ 教育・保育事業を利用する希望開始時期



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

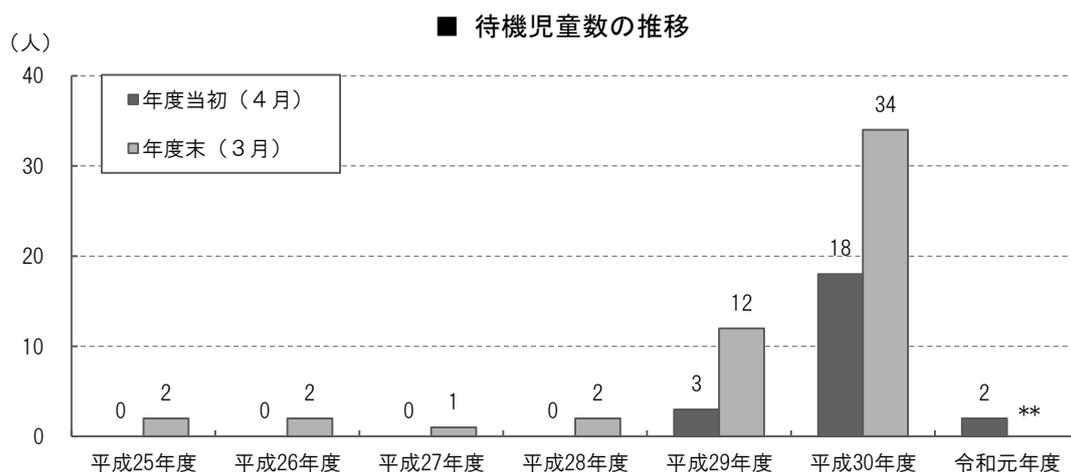


5 待機児童と放課後児童クラブの状況

(1) 待機児童数

年度当初（4月）と年度末（3月）の待機児童の状況をみると、いずれの年も年度当初より年度末での待機児童数が多くなっています。

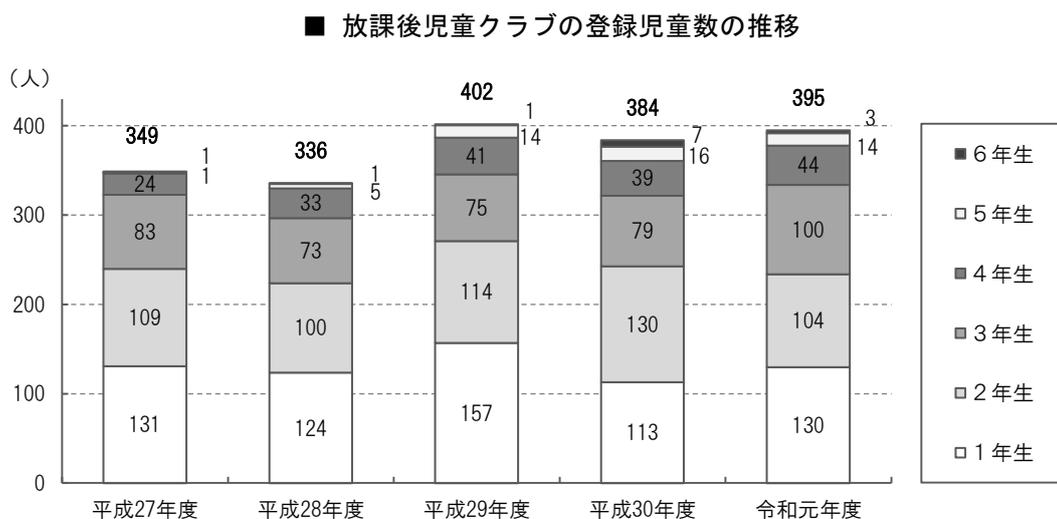
特に平成30年度は年度当初で18人、年度末では34人と前年を大きく上回っています。



資料：第5次塩竈市長期総合計画進捗報告会資料。令和元年度の年度末（3月）の数値は未確定

(2) 放課後児童クラブの登録児童数

放課後児童クラブの登録児童数は、全体で平成28年度の336人から平成29年度は402人と大きく増加し、その後は400人前後で推移しています。また、高学年の登録児童数は増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度にかけて2倍強となっています。



資料：塩竈市



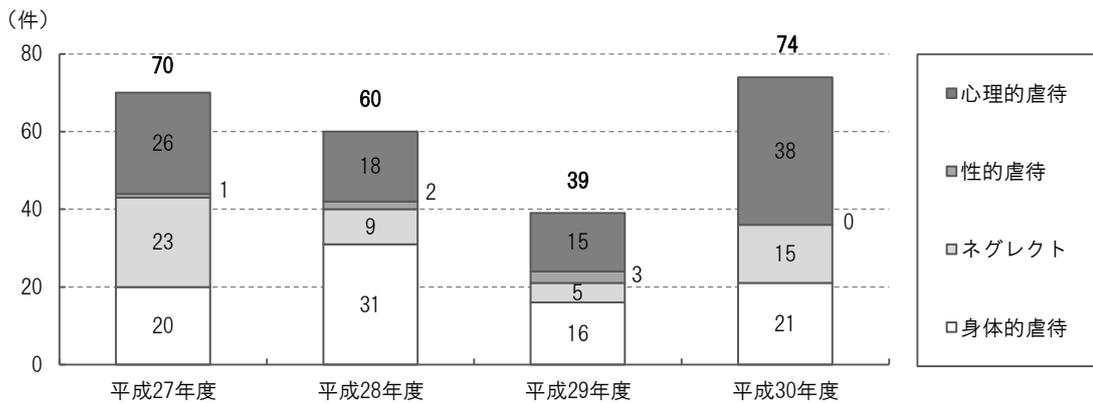
6 児童虐待の状況

(1) 児童虐待の相談について

本市の児童虐待相談件数の推移をみると、平成29年度を除く年度では70件前後で推移しています。

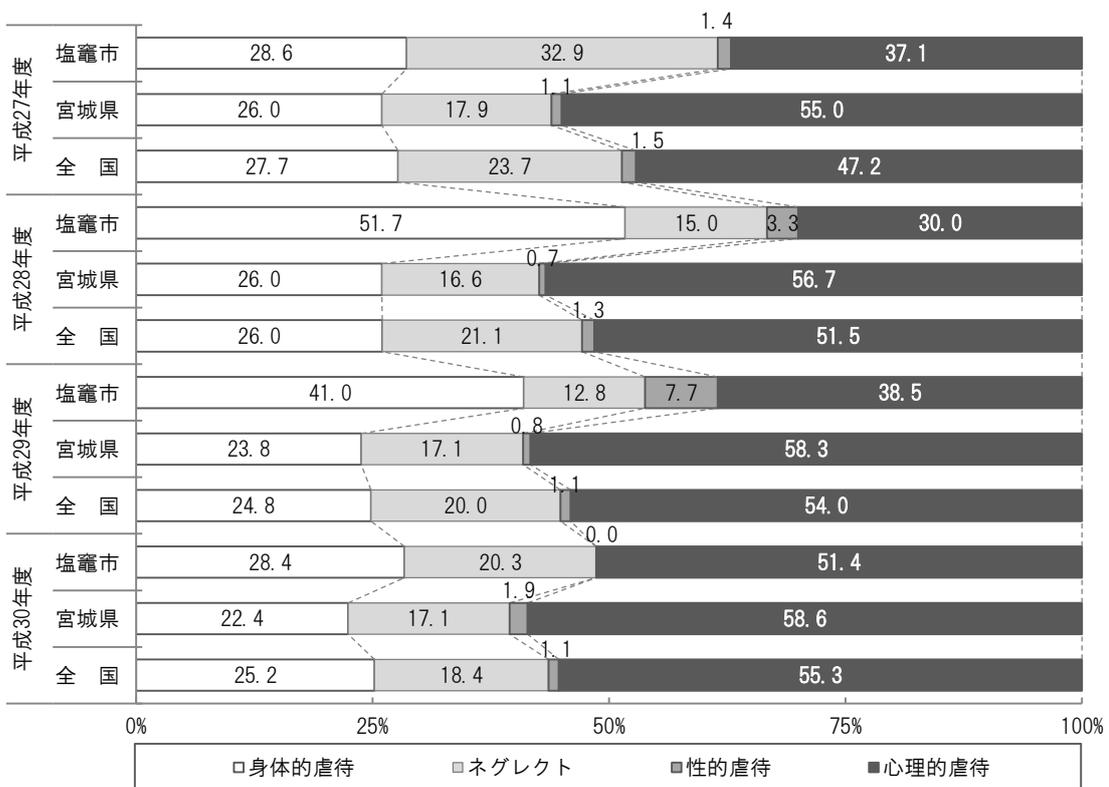
また、内容別割合をみると平成27年度・平成30年度は「心理的虐待」、平成28年度・平成29年度は「身体的虐待」の割合が最も高くなっています。「身体的虐待」の割合は、県・全国値より高い傾向にあります。

■ 児童虐待の内容別相談件数の推移



資料：塩竈市

■ 児童虐待の内容別相談割合の比較

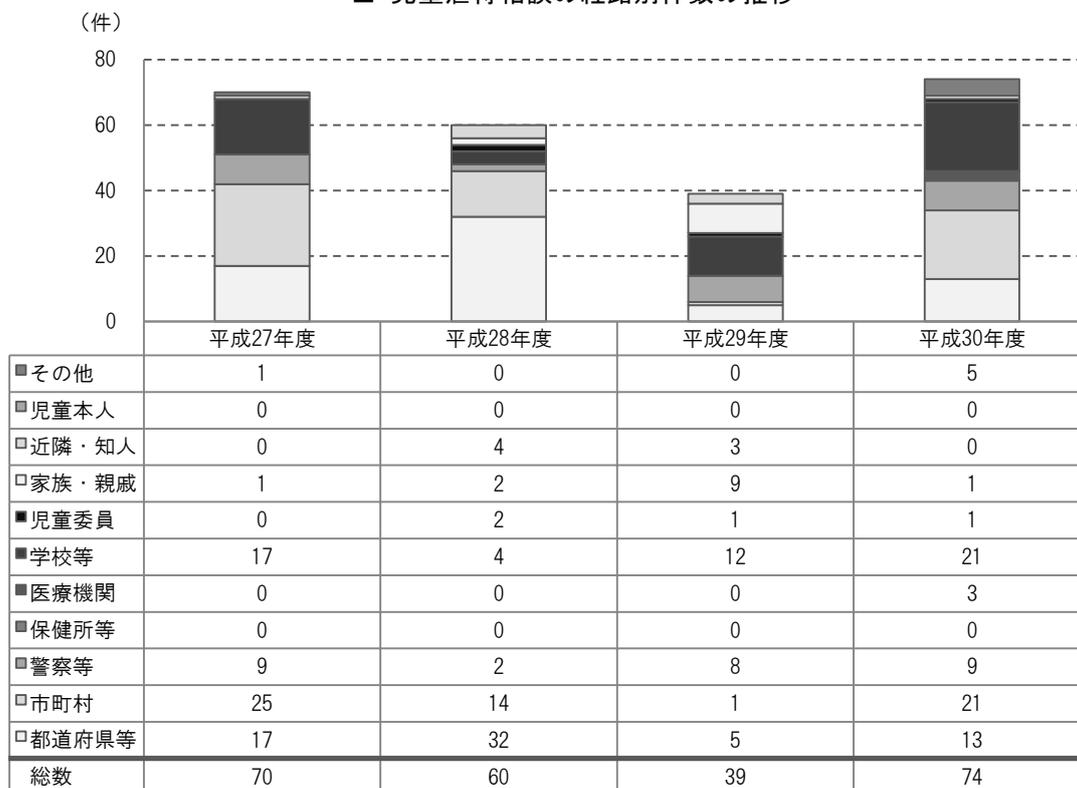


資料：塩竈市



児童虐待相談の経路別件数の推移をみると、年度によりばらつきはあるものの、いずれの年度も「都道府県等」「市町村」「警察等」「学校等」が大半を占めています。特に平成28年度では「都道府県等」を経路とした相談が5割以上となっています。

■ 児童虐待相談の経路別件数の推移



資料：家庭児童相談における概要



7 施策の進捗評価

第1期計画は、3つの基本目標と8つの主要な施策による258事業により構成され、その結果として「成果があった」135事業（52.3%）、「やや成果があった」101事業（39.1%）、「あまり成果がなかった」9事業（3.5%）、「成果がなかった」1事業（0.4%）、「評価できず（未実施含む）」12事業（4.7%）という進捗評価となりました。

■ 第1期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	成果があった	やや成果があった	あまり成果がなかった	成果がなかった	評価できず（未実施含む）
計画全体	258	135	101	9	1	12
基本目標1 親が安心して子どもを産み育てられるまち	96	51	37	3	1	4
主要な施策(1) 健やかな子育ての推進	48	26	19	2	0	1
主要な施策(2) 働きながら子育てできる環境づくり	29	10	14	1	1	3
主要な施策(3) 子育て家庭への経済的支援	19	15	4	0	0	0
基本目標2 子どもがのびのびと健やかに育つまち	67	35	27	1	0	4
主要な施策(1) 多様な生涯学習の推進	35	19	15	0	0	1
主要な施策(2) 子どもが健全に育つ環境づくり	32	16	12	1	0	3
基本目標3 地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち	95	49	37	5	0	4
主要な施策(1) 子育てしやすい生活環境の整備	46	28	12	3	0	3
主要な施策(2) 子ども・家庭を支援する地域社会づくり	39	16	21	2	0	0
主要な施策(3) 浦戸地区の子育て支援	10	5	4	0	0	1

※ 施策評価：令和元年9月実施

※ 第1期計画期間：平成27～令和元年度





第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

いのち
生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、
子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しおがま

子どもたちは、その一人ひとりがかけがえのない^{いのち}生命です。
そして、すべての子どもは、個性という光を持ち、未来に向けて虹色の輝きを放ちつづける大切な存在です。

現代社会は、これまで子どもたちを育ててきた豊かな基盤、心の豊かさが少しずつ失われてきています。

いま、私たちは、すべての子どもたちが夢や希望を抱き、無限の可能性を拓くことができるように、これまで培われてきた伝統や文化、多彩な自然、そして人としての尊厳と親子と子・人と人とのきずなを大切にする社会を、未来へ受け継いでいかなければなりません。

私たちは、「子どもを生み育てることの喜びを男性と女性・家庭と地域が共有するとともに、子どもたちが多様な個性を発揮しながら、のびのび育つことができるまち」の実現を目指します。



2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を定めます。

(1) 子どもがのびのびと健やかに育つまち

すべての子どもたちは、本来「育つ力」を持っており、社会の中で一人ひとりが自主性や主体性を発揮することによって、個性という光を放ちながら、未来を明るく照らします。

子どもが自ら考え、主体的に行動できる「自ら生きる力」を育み、そして社会の一員として「ともに生きる心」を養っていくことができるよう“子どもがのびのびと健やかに育つことができるまちづくり”を進めていきます。

(2) 親が安心して子どもを産み育てられるまち

子どもを産み育てることは、私たちに感動と喜びを与えてくれるとともに、未来へとつながっていく、かけがえない営みです。

すべての人が子育ての大切さを認めあう中で、親がゆとりや豊かさ、健やかさに満たされながら、子育てをすることの楽しさを実感することができるよう“親が安心して子どもを産み育てられるまちづくり”を進めていきます。

(3) 地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち

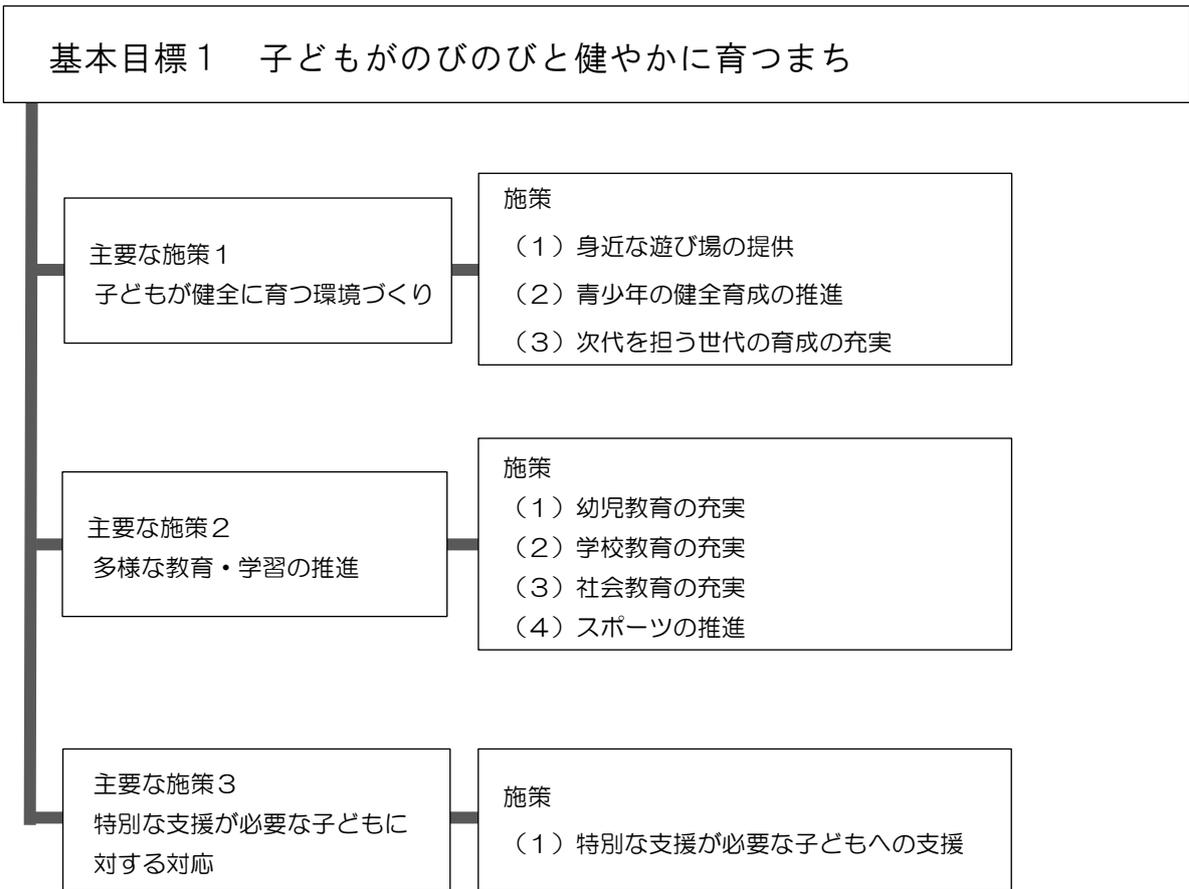
子どもを産み育てることは、家庭はもとより社会全体であたたかく見守られるべき大切な営みです。子どもたちは、親はもちろん周囲のたくさんの大人たちによって、大切にされ信頼されることで、社会の中で夢や希望を抱きながら、明るく輝きます。

地域や学校、事業所・企業、行政など社会を構成するさまざまな主体が協働しながら、家庭や社会の中で、子どもや子育てを支えていくことができるよう、“地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまちづくり”を進めていきます。

3 施策の体系図

《基本理念》

いのち
 生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、
 子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しおがま





基本目標 2 親が安心して子どもを産み育てられるまち

主要な施策1
健やかな子育ての推進

施策

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 食育の充実
- (3) 親と子の健康づくりの推進
- (4) 小児医療の充実

主要な施策2
働きながら子育てできる
環境づくり

施策

- (1) 保育ニーズへの的確な対応
- (2) 放課後児童クラブの充実
- (3) 子育てを支援する就労環境づくり

主要な施策3
子育て家庭への支援

施策

- (1) 経済的支援制度の普及
- (2) ひとり親家庭への支援

基本目標 3 地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち

主要な施策1
子育てを支援する生活環境の
整備

施策

- (1) 子育てに配慮した生活の場の提供
- (2) 豊かな自然とふれあう機会の提供
- (3) 交通安全と防犯・防災の充実
- (4) 浦戸のよさを活かした子どもの健全育成

主要な施策2
児童虐待防止対策の充実

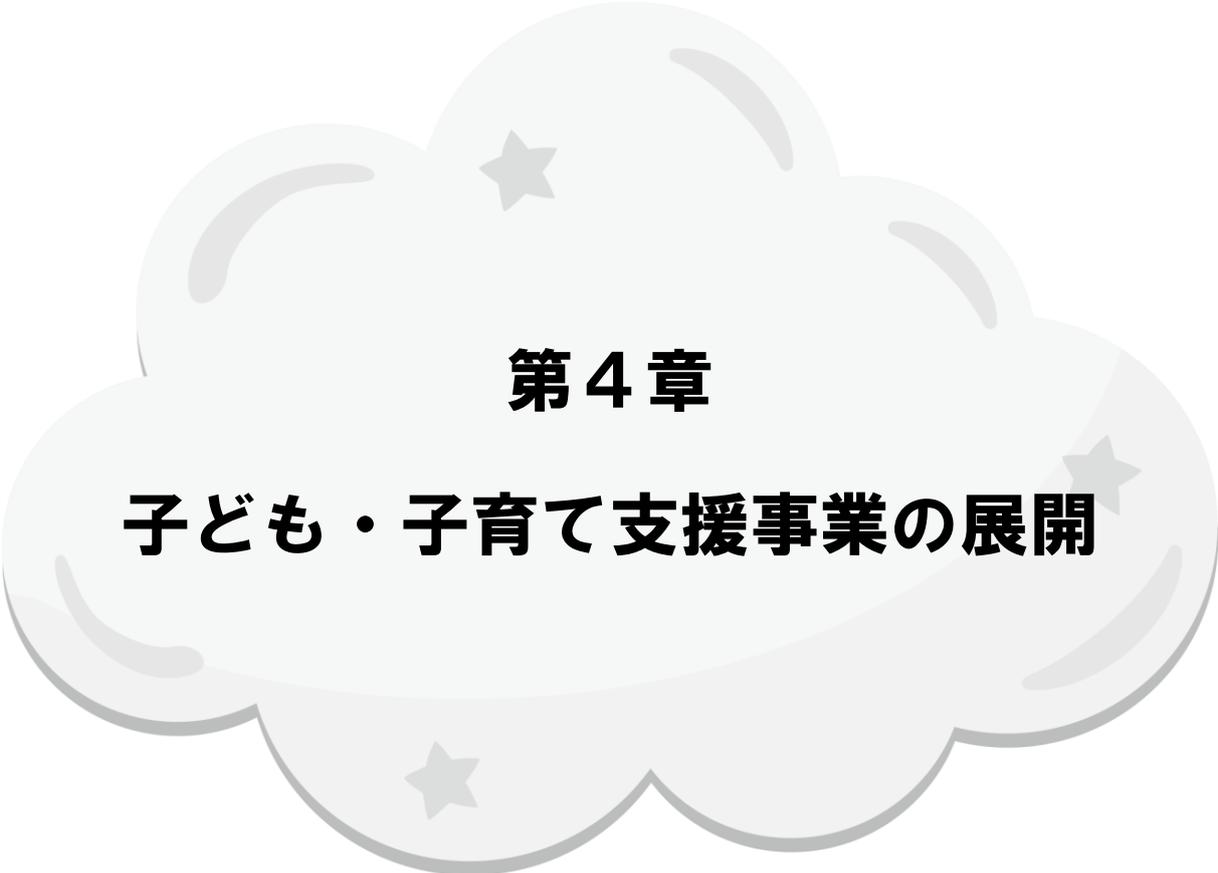
施策

- (1) 児童虐待防止の強化

主要な施策3
子ども・家庭を支援する
地域社会づくり

施策

- (1) 地域コミュニケーションの促進
- (2) 子育てを支える地域体制づくりの促進



第4章

子ども・子育て支援事業の展開

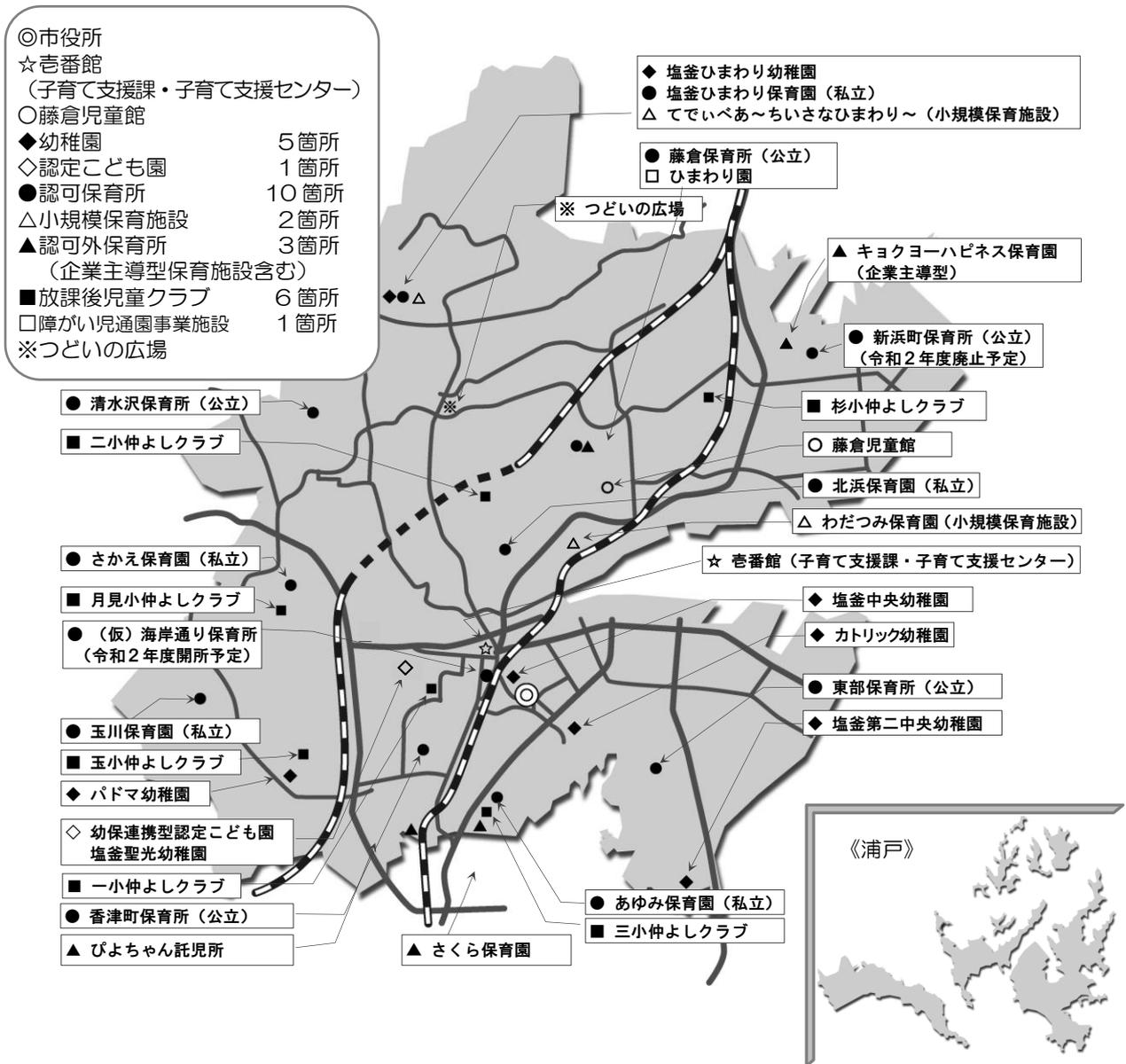
第4章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

市町村は、地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を区域ごとに設定し、『子ども・子育て支援事業計画』に記載する必要があります。

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案し、塩竈市全域を1区域として設定しました。

■ 塩竈市子ども・子育て支援施設の位置図（令和元年12月現在）



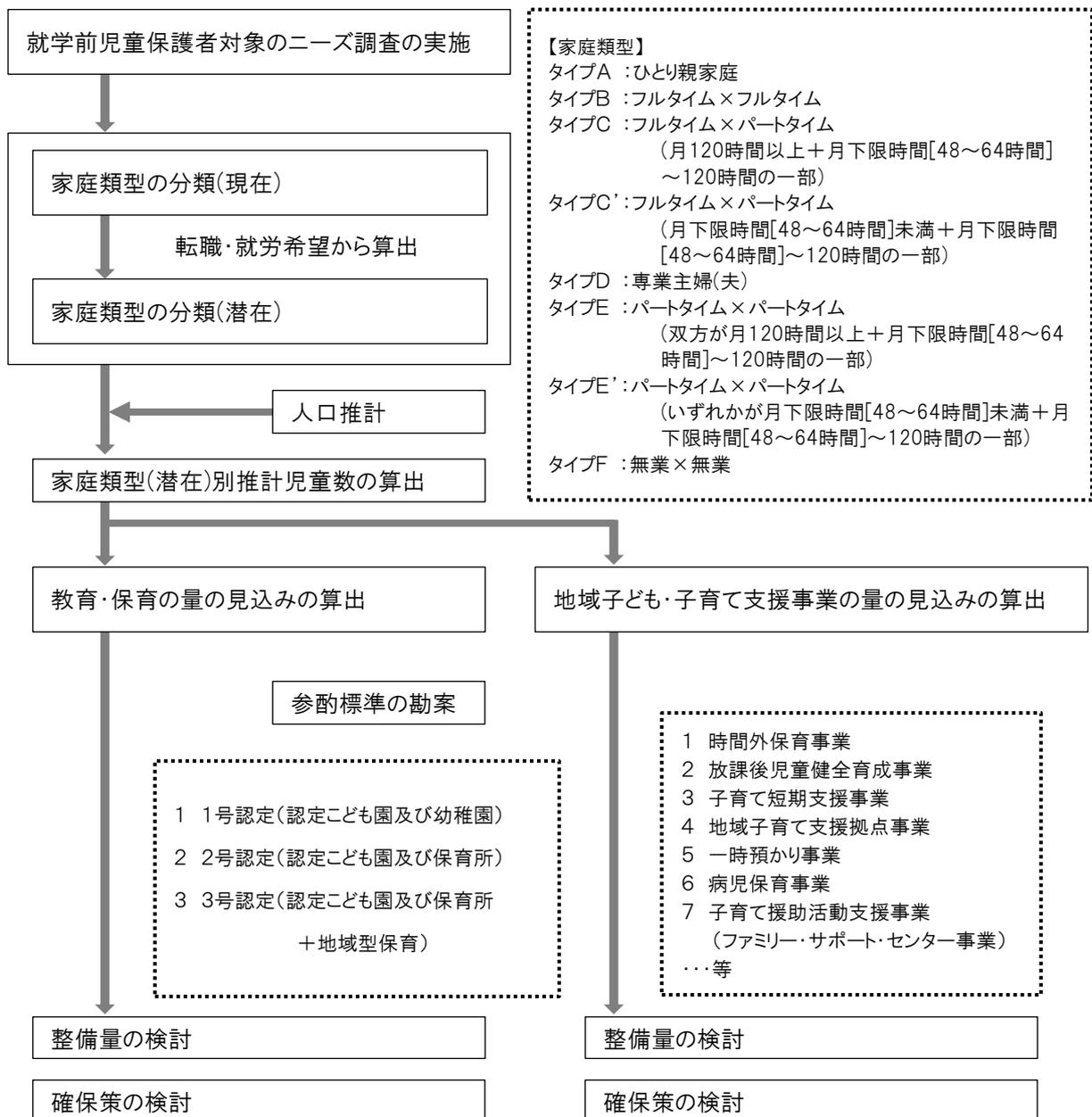


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の ニーズ量推計の手順

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成29年の2,064人から令和6年には1,891人と推計され173人（8.4%）の減少が予測されます。また、6～11歳においても平成29年の2,383人から令和6年には2,280人と推計され103人（4.3%）の減少が予測されます。

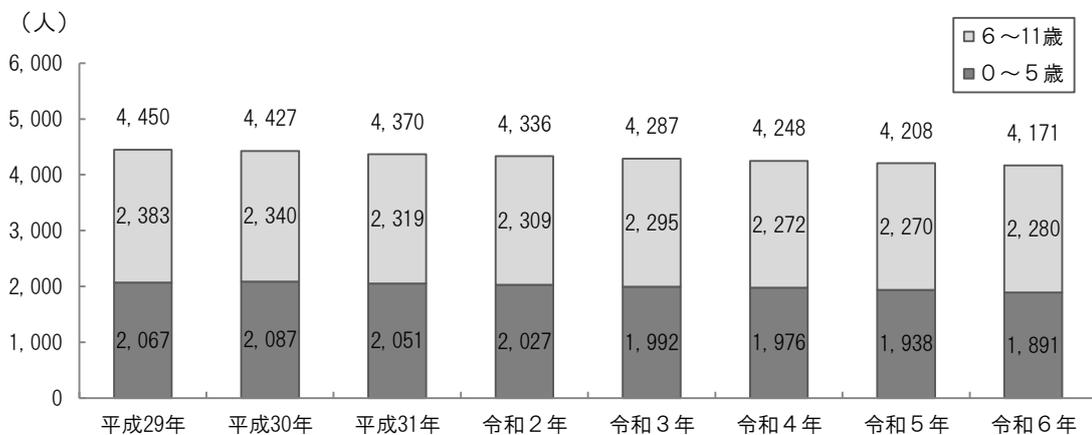
■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	4,450	4,427	4,370	4,336	4,287	4,248	4,208	4,171
0歳	312	320	279	296	291	286	278	274
1歳	316	330	334	317	311	306	301	293
2歳	342	323	341	341	323	317	312	307
3歳	375	366	348	355	360	341	335	330
4歳	369	374	368	345	359	364	345	339
5歳	353	374	381	373	348	362	367	348
0～5歳	2,067	2,087	2,051	2,027	1,992	1,976	1,938	1,891
6歳	376	365	377	386	382	356	370	375
7歳	382	374	366	385	388	384	358	372
8歳	404	383	379	369	387	390	386	360
9歳	398	401	389	377	370	388	391	387
10歳	410	399	403	387	380	373	391	394
11歳	413	418	405	405	388	381	374	392
6～11歳	2,383	2,340	2,319	2,309	2,295	2,272	2,270	2,280

資料：平成29年～平成31年は、住民基本台帳（各年3月31日）
令和2年～令和6年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査の結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	9.9	9.9	9.9
タイプB	フルタイム×フルタイム	35.1	41.4	41.4
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	15.6	14.4	14.4
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	11.9	14.9	14.9
タイプD	専業主婦（夫）	27.3	19.3	19.3
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.1	0.1	0.1

そして、令和2年度～令和6年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合	単位：%（潜在割合）、人（児童数）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タイプA	9.9	201	197	196	192	187
タイプB	41.4	839	825	818	802	783
タイプC	14.4	292	287	285	279	272
タイプC'	14.9	302	297	294	289	282
タイプD	19.3	391	384	381	374	365
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.1	2	2	2	2	2
推計児童数 (0～5歳)	100.0	2,027	1,992	1,976	1,938	1,891

3 教育・保育事業のニーズ量の見込み及び確保の状況

教育・保育事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童の教育・保育事業のニーズ量の見込み及び確保の状況は以下のとおりです。

(1) 教育事業（幼稚園、認定こども園【教育部分のみ】）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年からの受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型があり、いずれも県の認可を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校（以下「学校」という。）及び児童福祉法に基づく児童福祉施設（以下「児童福祉施設」という。）としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

現状と課題

○本市における子ども人口は減少していますが、教育施設（幼稚園、認定こども園）の実利用者数は増加しています。

○提供量については、令和元年度に特定教育・保育施設（幼稚園及び認定こども園）へ移行した幼稚園があったことにより減少しています。

■ 教育施設の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①実利用者数	566	572	614	620	633
1号認定					
2号認定 （教育ニーズ）	566	572	614	620	633
②提供量	1,145	1,145	1,145	1,145	976
特定教育・保育施設	-	-	-	-	96
確認を受けない 幼稚園	1,145	1,145	1,145	1,145	880
乖離（②－①）	579	573	531	525	364

課題

○本市では、平成30年度までは確認を受けない幼稚園のみでしたが、令和元年度に特定教育・保育施設（幼稚園及び認定こども園）に移行した幼稚園がありました。

○実利用者数における1号認定と2号認定それぞれの人数の把握はできていません。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	<p>○教育施設に対する利用希望は増加傾向にありますが、人口が減少する見込みであることから、現在の提供量で対応が可能と考えます。</p> <p>○新制度に移行を検討している幼稚園があることから、市として運営の支援をしております。</p>

■ 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）【3～5歳】における教育施設のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	622	613	609	609	598
1号認定	385	379	377	377	370
2号認定（教育ニーズ）	237	234	232	232	228
②確保方策	926	926	926	926	926
特定教育・保育施設	186	186	186	186	186
確認を受けない幼稚園	503	506	508	508	512
幼稚園・認定こども園＋預かり保育	237	234	232	232	228
乖離（②－①）	304	313	317	317	328

(2) 保育事業

(認定こども園【保育部分のみ】、認可保育所、地域型保育事業等)

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

地域型保育事業は、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業の4類型があり、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する事業です。

現状と課題

○本市における子ども人口は減少していますが、保育施設（認定こども園、認可保育所）の実利用者数は増加しています。特に2号認定と3号認定（1・2歳）で増加しており、母親の就業率向上と、育児休業から復帰する母親の増加によるものと思われます。

○公立保育所を中心に、0歳児の利用定員分を1・2歳児に振り替えるなどの弾力的な運用を中心に、可能な限りの受け入れを行ってきました。平成30年度に小規模保育事業（定員19人）、令和元年度に認定こども園（定員84人）、小規模保育事業（定員19人）、企業主導型保育施設（定員12人）が開園し、待機児童が減少しています。

■ 2号認定（保育ニーズ）【3～5歳】における 保育施設の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①実利用者数	407	408	391	413	450
②提供量	440	439	429	421	463
特定教育・保育施設	415	415	401	413	455
認可外保育施設	25	24	28	8	8
企業主導型保育施設※	-	-	-	-	1
乖離（②－①）	33	31	38	8	14

※ 企業主導型保育施設については、地域枠のみ計上

■ 3号認定【0～2歳】における 保育施設の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①実利用者数	291	308	332	305	334
0歳	50	52	51	55	48
1・2歳	241	256	281	250	286
②提供量	360	339	351	364	401
0歳	70	67	67	72	79
特定教育・保育施設	60	60	60	60	60
地域型保育事業	-	-	-	6	12
認可外保育施設	10	7	7	6	6
企業主導型保育施設※	-	-	-	-	1
1・2歳	290	272	284	292	322
特定教育・保育施設	240	240	254	254	284
地域型保育事業	-	-	-	13	26
認可外保育施設	50	32	30	25	10
企業主導型保育施設※	-	-	-	-	2
乖離（②－①）	69	31	19	59	67

※ 企業主導型保育施設については、地域枠のみ計上

課題

- 0歳児は、育児休業からの復帰に伴う年度途中の利用希望者がいるため、待機児童が発生しています。
- どの年齢も概ね提供量が実利用者数を上回っていますが、年度途中の利用規模に対応できる余剰数はありません。
- 特定の保育所の利用希望や、きょうだいと同じ保育所（園）の利用を希望している場合に受け入れることができない状況にあります。
- 小規模保育事業所は、3歳以降に別施設への転園をしなければいけないため、連携施設の設定と保護者が希望する転園先への、円滑な入所調整を行う必要があります。



確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育・保育の無償化や女性の就労率の向上に伴い、保育ニーズがさらに増えることが予想されますが、認可保育所のほかに認可外保育施設や企業主導型保育施設を活用して、現在の提供量を維持しながら対応していきます。 ○公立保育所の施設は老朽化が著しいため、施設の建て替えを前提とした民営化と統廃合を行っていきりますが、その中で定員数の調整を図ります。 ○低年齢児の保育ニーズがさらに増えることが予想されますが、今後、人口が減少する見込みであることから、現在の提供量を維持することで対応が可能と考えます。 ○令和元年度に開設した企業主導型保育施設の定員を今後、拡充する見込みがあります。 ○新たな企業主導型保育施設の整備の予定はありませんが、整備の検討をする事業者があった場合、移行手続きと運営に係る支援を行います。

■ 2号認定（保育ニーズ）【3～5歳】における 保育施設のニーズ量の見込みと確保の状況
単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	436	430	428	428	420
②確保の状況	465	451	451	451	451
特定教育・保育施設	455	441	441	441	441
認可外保育施設	8	8	8	8	8
企業主導型保育施設※	2	2	2	2	2
乖離（②－①）	26	21	23	23	31

※ 企業主導型保育施設については、地域枠のみ計上



■ 3号認定【0～2歳】における保育施設のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	407	396	390	384	377
0歳	113	111	109	107	104
1・2歳	294	285	281	277	273
②確保の状況	407	398	398	398	398
0歳	113	111	110	107	104
特定教育・保育施設	94	92	91	88	85
地域型保育事業	12	12	12	12	12
認可外保育施設	6	6	6	6	6
企業主導型保育施設※	1	1	1	1	1
1・2歳	294	287	288	291	294
特定教育・保育施設	253	246	247	250	253
地域型保育事業	26	26	26	26	26
認可外保育施設	10	10	10	10	10
企業主導型保育施設※	5	5	5	5	5
乖離(②-①)	0	2	8	14	21

※ 企業主導型保育施設については、地域枠のみ計上



4 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み 及び確保の状況

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは、教育・保育事業と同様に家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み及び確保の状況は以下のとおりです。

（1）相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○本市ではこれまで利用者支援事業を実施しておりませんでした。保健センター、子育て支援課、子育て支援センターで育児に関する相談を受け付け、子育て支援に関する情報を提供していました。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

実績値	単位：か所				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①必要か所数	-	-	-	-	-
②提供量	-	-	-	-	-
乖離（②－①）	-	-	-	-	-

課題

○保健センター、子育て支援課、子育て支援センターがそれぞれで対応しておりましたが、保護者の利便性の向上や効果的な情報発信が求められており、包括的な情報の提供やワンストップの相談窓口を設けることが必要となっていました。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○令和2年度中に「子育て世代包括支援センター」を開設する予定です。子育て支援に対する総合的な相談や、案内を行う利用者支援専門員（コンシェルジュ）の育成に取り組みます。



■ 利用者支援事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：か所

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
②確保の状況	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○市内の子育て支援センターでは、交流の場や子育て関連情報の提供、子育てに関する相談対応、子育て支援に関する講習等を実施しています。

○提供量は横ばいに推移していますが、総利用者数は減少傾向にあります。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①総利用者数	15,309	16,895	15,996	14,341	-
②提供量	20,116	21,286	21,286	21,286	21,286
乖離(②-①)	4,807	4,391	5,290	6,945	-

課題

○在宅の親子の交流の場や子育てに関する相談窓口として、地域子育て支援拠点事業は重要な事業ですが、利用が減少傾向にあります。利用者のニーズを的確に捉え、満足度を上げる取組が必要となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	<p>○しおがま子育て支援センター「こころん」は、令和2年度に施設を移転する予定であり、新たな事業展開が求められます。</p> <p>○藤倉子育て支援センターの利用者数が減少傾向にあります。近隣に設置されている藤倉児童館においても同様の事業を展開していることから、集約するなどの施設のあり方を検討していきます。</p>



■ 地域子育て支援拠点事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人回

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	14,104	13,861	13,750	13,485	13,158
②確保の状況	14,104	13,861	13,750	13,485	13,158
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(2) 訪問事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

- 子どもの出生後、支援を必要とする子育て家庭を把握する最初のきっかけとして、生後4か月までに1回訪問しています。
- 寄り添い型の訪問支援により不安の解消を図るとともに、個々の状況に応じて、養育支援訪問事業等の適切な支援へつなげています。
- 産後の心身の変化や慣れない育児で不安を抱えやすい時期ですが、身近に相談相手がない家庭が増えています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①実利用者数	302	299	307	283	-
②提供量	316	316	316	316	316
乖離(②-①)	14	17	9	42	-

課題

- 乳児家庭全戸訪問事業は、育児の相談相手が身近にいない場合、子育てのアドバイスを受けることができる良い機会となります。また、親の育児不安やストレス、養育環境を把握することができるため、児童虐待の早期発見と適切な支援に繋げることができます。
- 乳児家庭全戸訪問事業後も育児不安や養育上の課題が残ることが予想される家族に対し、良好な親子関係の形成と児童虐待の防止を図るため、切れ目なく適切な支援につなげることが重要となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○子どもの数が減少する見込みではありますが、安心して子育てができる支援策として、全戸への訪問に努めます。



■ 乳児家庭全戸訪問事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	269	264	259	252	249
②確保の状況	269	264	259	252	249
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- 乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健康診査事業、虐待等の要保護児童関連事業など、複数の事業と関連性が高いため、関係機関や関係部署との連絡調整が重要となっています。
- 養育支援が必要な家庭に対して継続的な支援を行うことで、子どもの健全な発達を促すことができます。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①実利用者数	47	42	40	30	-
②提供量	47	42	40	30	-
乖離(②-①)	0	0	0	0	-

課題

- 多様なケースがあるため、訪問者である保健師等には、多様な知識・経験が必要とされます。
- 支援開始時期等の見極め、支援の長期化、支援対象世帯の介入拒否などに適切に対応し、継続的な支援を行う必要があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○子どもの数が減少する見込みではありますが、安心して子育てができる支援策として、養育支援が必要な家庭に対する継続的な支援を行います。 ○訪問者の資質の向上を図るため、研修機会の確保に努めます。

■ 養育支援訪問事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	29	29	28	28	27
②確保の状況	29	29	28	28	27
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(3) 通所事業

① 一時預かり事業・預かり保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○一時預かり事業は市内2か所の保育所・園で実施していますが、総利用者数は増加傾向にあります。

○預かり保育事業の総利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■ 一時預かり事業・預かり保育事業の利用状況の推移

実績値	単位：人日				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①総利用者数	32,324	35,460	34,976	34,998	-
幼稚園の預かり保育	30,193	32,379	31,884	31,605	-
幼稚園以外の預かり保育	2,131	3,081	3,092	3,393	-
②提供量	50,250	50,375	50,508	50,516	-
幼稚園の預かり保育	44,100	44,100	44,100	44,100	-
幼稚園以外の預かり保育	6,150	6,275	6,408	6,416	-
乖離(②-①)	17,926	14,915	15,532	15,518	-

課題

○保育ニーズの高まりに伴い、幼稚園の預かり保育の利用が増加傾向にあり、利用に見合った提供量の確保が必要となっています。

○保育所・園で実施している一時預かり事業においては、保育士の確保が難しいため、受け入れを制限せざるを得ない状況にあるため、実施施設の拡充が望まれます。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園の預かり保育については、現在の提供量を維持していきます。 ○一時預かり事業の提供量を拡充する必要があると考えられるため、一時預かりの手法の変更や、新たな実施についての要請を保育園にしていきます。 ○保育ニーズの多様化に伴い、地域子育て支援拠点事業と併せた一時預かり保育の実施を検討します。

■ 一時預かり事業・預かり保育事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	54,620	54,275	54,249	53,231	51,720
幼稚園の預かり保育	51,283	50,996	50,996	50,040	48,607
幼稚園以外の預かり保育	3,337	3,279	3,253	3,191	3,113
②確保の状況	54,620	54,275	54,249	53,231	51,720
幼稚園の預かり保育	51,283	50,996	50,996	50,040	48,607
幼稚園以外の預かり保育	3,337	3,279	3,253	3,191	3,113
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○当初の計画値より総利用者数は下回りましたが、平成30年度に小規模保育事業、令和元年度に小規模保育事業と認定こども園が開園し、利用者数は増加傾向にあります。

■ 延長保育事業（時間外保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①実利用者数	199	194	245	276	-
②提供量	400	400	400	411	454
乖離（②－①）	201	206	155	135	-

課題

○就労形態が多様化しているため、通常の利用日や利用時間以外の保育利用が求められています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○利用時間以外の利用に関しては、これまでと同様に延長保育の受け入れを行っていきます。



■ 延長保育事業（時間外保育事業）のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	276	271	267	265	260
②確保の状況	276	271	267	265	260
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

③ 病児保育事業

病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

病児保育事業には、病児対応型・病後児対応型・体調不良対応型・非施設型（訪問型）・送迎対応の5類型があります。

現状と課題

○平成29年度からの事業開始を予定していましたが、体制が整わず実施できていません。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①総利用者数	-	-	-	-	-
②提供量	-	-	-	-	-
乖離（②－①）	-	-	-	-	-

課題

○利用に対するニーズはあるものの、医療機関との連携やスペースの確保を図るための条件を揃えることができず、未整備となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○条件を整えて実施を進めるのが難しい状況ではありますが、近隣市町との広域利用や、病後児保育を併せ持つ施設整備の検討を行うなど、あらゆる可能性を探り、令和5年度からの実施を目指します。

■ 病児保育事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	444	436	429	425	417
②確保の状況	-	-	-	936	936
乖離（②－①）	▲444	▲436	▲429	511	519



(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 出生数の減少に伴い、利用者数は減少傾向にあります。
- 医学的検査である妊婦健康診査のほかに、妊娠期の母子保健教育事業を行い、妊娠期の相談や出産後の子育てに関する学習機会を設け、親となる喜びの醸成と不安の解消を図る取り組みを行っています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①実利用者数	494	486	486	446	-
②提供量	559	559	559	559	559
乖離(②-①)	65	73	73	113	-

課題

- 母子の健康管理において、妊娠期間中14回程度の受診が望ましいことから、早期の母子手帳の交付と規定回数の定期的な受診を促すことが必要となっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○早期の母子手帳の交付と妊婦健康診査14回分の公費負担により、全ての妊婦が規定回数の受診をできるように努めていきます。

■ 妊婦健康診査事業のニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	437	430	422	411	405
②確保の状況	437	430	422	411	405
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○同じ方の複数回利用が多く、総利用者数は増加傾向にあります。

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の利用状況の推移

実績値	単位：人日				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①総利用者数	127	101	65	170	-
②提供量	198	198	65	170	-
乖離（②－①）	71	97	0	0	-

課題

○支援をする「協力会員」が減少傾向にあるほか、高齢化が進んでいるため、利用のニーズに対応することが困難になっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○「協力会員」を増やす取り組みを行いながら、提供量の維持に努めていきます。

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）のニーズ量の見込みと確保の状況

推計値	単位：人日				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	170	169	167	167	167
②確保の状況	170	169	167	167	167
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる保護者に対し副食材料費の一部を助成しています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	○対象となる保護者に対して事業の周知を行い、助成を受けられるように努めていきます。

④ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

○平成29年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っており、安定的な運営を図ることができています。

○平成29年度から提供量に対して利用者数が上回っていますが、年度の途中で退級する児童がいることから最終的には提供量内の数に抑えることができています。

■ 放課後児童クラブの利用状況の推移

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①実利用者数	349	336	402	384	395
1年生	131	124	157	113	130
2年生	109	100	114	130	104
3年生	83	73	75	79	100
4年生	24	33	41	39	44
5年生	1	5	14	16	14
6年生	1	1	1	7	3
②提供量	365	365	365	365	365
乖離（②－①）	16	29	-37	-19	-30

課題

○年度当初は定員を超えるクラブもあることから、職員の加配対応等により、事故等のないように努めています。

○平成27年度から対象児童を6年生まで引き上げたことにより、年齢の発達段階に応じた適切な遊びと生活の提供が必要となっています。

○保護者ニーズに対応するため、令和2年度から開設時間を延長します。



確保方策

実施年度	確保の内容
令和2～令和6年度	<p>○現在の1クラブの定員は基本的に30人ですが、利用ニーズに合わせて、定員数を35人から40人に増やして対応することを検討します。</p> <p>○現在、12クラブでの運営を行っていますが、教育委員会及び小学校の協力を得ながら、空き教室の提供を受けてクラブ数を拡充することを検討します。</p>

■ 放課後児童クラブのニーズ量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ニーズ量の見込み	447	442	436	431	424
1年生	157	155	153	151	149
2年生	134	132	130	128	127
3年生	98	97	96	95	93
4年生	43	43	42	42	41
5年生	12	12	12	12	11
6年生	3	3	3	3	3
②提供量	450	450	450	450	450
乖離(②-①)	3	8	14	19	26





5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることを踏まえ、既存の幼稚園・保育園が認定こども園への移行を示した場合は、宮城県の認可に向けて協議を実施するとともに、情報提供や手続きに関する相談・支援などを行っていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等に対する支援

幼稚園・保育所・認定こども園においては、各施設で研修計画を組み立て、資質向上に取り組んでおりますが、教育・保育のそれぞれの良さを学び、本市の子どもたちにさらに質の高い教育・保育の提供ができるよう、公立・私立、幼稚園・保育所・認定こども園といった枠組みを越えた研修機会の充実を支援していきます。

(3) 質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うための重要な時期であります。そのため、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、発達段階に応じた質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供が必要と考えますので、事業に係る人材の確保と育成を推進していきます。

(4) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携・接続についての基本的考え方

小規模保育事業などの地域型保育事業は、0～2歳児を対象とした保育事業ですが、3歳児以降も継続して質の高い幼児教育・保育が受けられるよう、その受け皿となる幼稚園や保育所との連携構築が必要となります。そのため、施設間の情報提供や調整について、円滑な接続が行えるよう支援していきます。

(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携の推進方策

塩竈市では、平成29年度から、認定こども園・幼稚園・保育所の年長児後半から、小学校入学初期までの接続期に、小学校入学後の生活を見据えたカリキュラム（アプローチ・スタートカリキュラム）を実施し、円滑な接続が図れるような取り組みを行っています。

また、養護、健康、人間関係、環境、言葉、表現など、子ども一人ひとりの状況について、保育所保育指針や幼稚園教育要領などにおける要録を小学校に提出し、情報共有を行うことで、子どもの発達の連続性に対応します。





6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、確認を受けない幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子どものための施設等利用給付費（以下「施設等利用給付費」という。）」が創設されました。

この施設等利用給付費は、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、宮城県と連携した対応を行うなど、円滑な制度の実施に取り組む必要があります。

本市においては、確認を受けない幼稚園の保育料については法定代理受領による給付とし、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料や認可外保育施設等の利用料については償還払いによる給付を基本とします。過誤請求・支払いについて十分注意しながら、公平かつ適正な支給の確保に努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、そのあとの運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ宮城県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と連携や情報共有を図りながら、適切な運営と保育の質の向上が図れるよう働きかけてまいります。





第5章

子育てに関する施策の展開

第5章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、平成27年4月から適用され、本計画においてもこの指針に即して次世代育成支援対策の実施に関して策定しています。市町村は、指針に即して地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに計画を策定するものされています。このため、第1期計画に係る必要な見直しを令和元年度までに行ったうえで、令和2年度から令和6年度までを期間とする本計画（第2期計画）を策定しました。

今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本市は現状の課題や今後の施策の方向性を踏まえて第1期計画で改訂が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づいた、策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

基本目標 1 子どもがのびのびと健やかに育つまち

主要な施策 1 子どもが健全に育つ環境づくり

現状と課題

子どもは発達段階に応じた経験を通じて成長していきますが、その中でも、遊びは身体的能力を育み、想像力、感受性、社交性、自信を身につける機会となるため、身近に安全に遊ぶことができる空間の整備が必要となります。

少子化の影響で、地域で仲間をつくる場が少なくなっているのに加え、遊具による事故の危険性を減らすため、多種類の遊具を備えた公園が少なくなっています。子どもたちが安全に遊びながら、多くの体験をすることができる環境づくりが求められます。

さらに、現在の社会においては、携帯電話、インターネット、SNS、ブログなどによるコミュニケーション環境の変化に加え、都市化の進展や地域コミュニケーションの希薄化により、青少年を健全に育成する地域の力の低下などが指摘されています。その一方で、思春期の子どもたちは、さまざまな悩みを抱える最も多感な時期にありますが、家族や周囲の大人とのコミュニケーション不足などにより、誰にも相談できずにひとりで悩みを抱え込み、心の病に発展するようなケースも生じています。

そのため、学校や教育委員会、青少年相談センター、関係団体など、地域の連携を強化しながら、青少年健全育成の啓発を進めていくとともに、環境浄化や非行防止活動についての働きかけを、地域ぐるみで進めることが求められています。

また、将来大人となり社会的な役割を担っていくとともに、親として子どもを健やかに育てるための心構えを学んでいかなければいけません。それぞれの年齢に応じた性に関する正しい知識・情報の提供や意識の啓発を行うとともに、乳幼児とふれあう機会を広げながら、思春期から生命の尊さや親になるための意識啓発に結びつけていくとともに、子どもの悩みを的確に受けとめ、「専門（プロ）のカウンセラー」などによる適切なカウンセリングが実施できるよう、相談体制を充実させることは急務です。

また、子どもたちの福祉や健全育成の充実を図る上では、“子どもたちの育ちにとってよりよい環境づくり”を目指すことが基本になります。

家庭や地域、行政など社会のあらゆる分野において、子どもの最善の利益を尊重するという意識の啓発を継続していくとともに、子どもたちがまちへの愛着を持ちながら、自覚と責任も備えた、塩竈の未来を担うことができる子どもの育成が必要です。



 施策の方向

施策（１）身近な遊び場の提供

○子どもたちが地域の中でいきいきと遊ぶことができるよう、地域の大人や子どもたちの意見を聞きながら、安全で身近な遊び場を確保し、子どもたちが気軽に集まり、さまざまな遊びを体験、創造できるような空間の整備を図ります。

1) 児童館など子どもが遊べる施設の充実		
① 子どもの施設でのさまざまな場と機会の提供	担当課 子育て支援課・生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】 藤倉児童館やふれあいエスパ塩竈での遊び・活動の提供		
② 公園などの活用の促進	担当課 子育て支援課・土木課	第1期評価：C
【事業内容等】 都市公園や児童遊園、スポーツ公園などの活用、公園などの安全確保と維持管理		
2) 地域にある施設の活用促進		
① 学校施設開放の促進	担当課 生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】 校庭や体育館などの開放と活用促進		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（２）青少年の健全育成の推進

○未来を担う青少年が、豊かな社会環境の中で健全に過ごすことができるよう、青少年の生活実態や取り巻く地域環境などの現状を踏まえた上で、家庭、学校、地域の関係機関、団体などがそれぞれの役割を担い、緊密に協力、連携しながら、地域ぐるみで青少年の健全育成の取り組みを進めます。

○テレビやスマートフォン等の情報機器の普及とともに、メディアへの過度な依存やいじめにつながるケースなど、子どもへの悪影響が懸念されることから、正しい利用の仕方についての普及啓発を推進し、有害情報等に巻き込まれないための情報モラル教育に取り組みます。

1) 地域での働きかけの促進		
① 子どもへの指導の充実	担当課 学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】 青少年指導員の配置、街頭巡回指導の実施、非行防止に関わる教育の推進		
② 環境浄化の促進	担当課 学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】 有害図書等排除への働きかけ、携帯・スマートフォンなどの正しい利用のための講習会の実施		



③ 非行防止広報活動の充実	担当課 学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】啓発パンフレットなどの配布、広報などの情報提供の充実、SNSに起因する子どもの性被害の防止、保護者及び青少年に対するフィルタリングの普及啓発		
2) 地域での体制づくりの促進		
① 青少年相談センターを核とした取り組みの強化	担当課 学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】青少年相談センターの機能充実		
② 関係団体の活動支援と連携強化	担当課 生活福祉課・学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】青少年育成塩釜市民会議との連携強化、保護司会・更生保護女性会との連携強化、主任児童委員・民生児童委員との連携強化		
③ 専門機関との連携強化	担当課 子育て支援課・学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】学校や警察、各施設などとの情報交換と連携体制づくり及び中央児童相談所との連携強化		
3) 健全な生活を送るための相談・指導体制の充実		
① 児童・生徒への生活・保健教育の充実	担当課 健康推進課・学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】学校などでの生活習慣指導、子どもの年齢や発達に応じた保育教育、学校での性に関する正しい知識普及の充実、性や生命を考える講演会などの開催		
② 少年の相談・指導の充実	担当課 学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】学校での思春期の保健相談・指導、青少年相談センターの相談指導、青少年相談員の配置、学校心理士によるカウンセリング		

※評価ランク：A=成果があった、B=やや成果があった、C=あまり成果がなかった、D=成果がなかった、E=評価できず（未実施含む）

施策（3）次代を担う世代の育成と充実

○次代を担う世代が子どもや家庭・家族について考える機会を提供し、一人一人が家庭・家族や子育ての意義について理解を深められるようにします。

○次代を担う子どもたちの「ふるさとを愛する心」を育むことにより、「ふるさと塩竈」について自ら学び、主張し、そして創り出していく将来の「まちづくり」の担い手を地域で活動する団体等と協力しながら育成していきます。

1) 子どもや家庭・家族について考える機会の提供		
① 家庭・家族の意義や役割への理解を深める教育の充実	担当課 学校教育課	新規
【事業内容等】家庭科や総合的な学習の時間などの関係教科の充実		
② 乳幼児とふれあう学習機会の充実	担当課 子育て支援課・健康推進課 生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】中学生と赤ちゃんふれあい交流事業の実施、中高生の保育所などでの乳幼児保育体験学習		



2) 子どもの目から見たまちづくりの推進		
① まちづくりについての子どもの学習機会の充実	担当課 生涯学習課	第1期評価：B
【事業内容等】「しおがま“何でも”体感団」の充実		
② まちづくりについて子どもが意見を発表する機会の充実	担当課 生涯学習課・都市計画課	第1期評価：B
【事業内容等】「塩竈こどもゆめ議会」などの開催や支援まちづくりの作文や絵画、標語などの募集及びまちづくりに関するプラン作成時での子どもへのアンケートなどの実施		

※評価ランク：A=成果があった、B=やや成果があった、C=あまり成果がなかった、D=成果がなかった、E=評価できず（未実施含む）

主要な施策2 多様な教育・学習の推進

現状と課題

国際化や情報化の進展など、子どもを取り巻く社会環境が変化を続ける中で、次代を担う子どもたちには、豊かな心や主体的に生きる力を養うことが求められています。

就学前の幼児期は、生涯にわたる人格形成と学校教育に向けた基礎を培う時期でもあります。生きる力を養い、学ぶ土台を作るために、幼稚園・保育所において教育の場の提供と適切な環境づくりが必要です。

学校教育は、基礎的な知識や考え方の習得と人間関係の形成という役割を基本としながら、子どもの主体的に行動する力や思いやりのある豊かな心を育む教育を推進していく役割があります。家庭や地域社会、幼稚園や保育所、小・中・高校などとの相互連携強化が求められています。

また、社会の変化に対応した教育が求められると同時に、児童生徒の心の問題やいじめ・不登校の問題などを的確に把握し、対応していくことも必要です。

学校教育以外の場でも、子どもの頃にさまざまな人とのふれあいを通じて、経験や体験を重ねていくことは、豊かな感性や創造力などを培い、思いやりの心や判断する力などを育てるために大切なことです。

これからも、社会体験やボランティア活動などさまざまな活動に参加できる機会を提供し、子どもが学び、遊び、育つための環境づくりを行うとともに、社会教育に関する各種団体や指導者・ボランティアの支援、育成も欠かせません。

子どもの健やかな成長にとって、スポーツ活動を通して元気な体をつくり、生涯にわたり健康に過ごすために必要なことです。

子どもから大人まで楽しみながら、体力の向上と健康の増進を図る取り組みを、引き続き推進するとともに、地域内の指導者の育成にも力を入れ、子どもの心身のバランスのとれた成長を地域ぐるみで推進していくことが重要です。


 施策の方向

施策（１）幼児教育の充実

- 幼児教育の振興を図り、健全経営を支援するため、子ども・子育て支援新制度の認定こども園、幼稚園には施設型給付を、これまでどおりの運営を実施する幼稚園には運営費などの助成を行います。
- 地域ぐるみで子どもの育ちや子育てを支える環境をつくるため、保育所との連携を図りながら、幼稚園等の子育て支援活動を促進します。
- 特に、幼稚園の預かり保育を利用してもらうため、保育所の申し込みがあった保護者に幼稚園の情報を提供し、保育について、より多い選択肢を提示していきます。

1) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携の充実		
① 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携強化	担当課 学校教育課・子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】就学時指導での連携強化		
② 幼稚園・保育所・認定こども園への教育的アドバイス	担当課 学校教育課	新規
【事業内容等】幼児教育に対する教員による助言・指導		
③ 小1プロブレムへの対応	担当課 学校教育課	新規
【事業内容等】アプローチ・スタートカリキュラムの活用		
2) 幼稚園の運営支援		
① 幼稚園の経済的支援、入園の促進	担当課 子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】幼稚園の運営に対する補助、満3歳児入園の促進		
3) 幼稚園の子育て支援機能の促進		
① 幼稚園と保育行政の連携強化	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】情報交換の促進、合同での事業開催などの促進		
② 幼稚園の子育て支援活動の促進	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】預かり保育や未就園児の親子行事、子育て相談事業などに関する情報提供の促進		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（２）学校教育の充実

- 子どもたちの無限の可能性を引き出し、「生きる力」を育む教育を推進するために、国際化や情報化社会に対応した特色ある教育と子どもたちの豊かな心を育む教育活動を充実します。
- 『塩竈市学力向上プラン』に基づき、子どもたちの自主的・継続的な学習を支える環境づくりを充実させるとともに、子どもたちの心を支える相談・指導体制の充実を図ります。
- 地域の人材・資源の活用と関係機関との連携強化を図りながら、地域に開かれた創意と活力ある学校づくりに努めます。

1) 学習内容の充実		
① 特色ある教育課程の編成と実施	担当課 学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】「総合的な学習の時間」の充実、国際理解教育の推進情報化に対応した教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備、小中一貫教育の推進		
② 豊かな心を育む教育活動の充実	担当課 学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】道徳教育や福祉教育、環境教育等の推進		
2) 学習環境の整備		
① 施設環境の充実	担当課 教育総務課	第1期評価：B
【事業内容等】施設改修の計画的な実施、各種設備・備品の計画的な更新		
② 学習指導環境の充実	担当課 学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】少人数指導の充実		
3) 児童・生徒の心の問題への対応		
① 指導の充実	担当課 学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】生活指導や進路指導の充実		
② 学校不適応対策の強化	担当課 学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】けやき教室との連携		
③ 相談・カウンセリングの充実	担当課 学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】スクールカウンセラー等の配置		
4) 地域と学校の連携の強化		
① 地域の意見を反映させる仕組みづくり	担当課 学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】学校評議員制度の効果的運営		
② 地域の人材の活用	担当課 学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】学校ボランティアの活用、地域人材の発掘		



③ 地域で学ぶ活動の促進	担当課 学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】ふるさと体験学習の推進、職場見学・職場体験学習の充実		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（3）社会教育の充実

○生涯学習プランに基づき、子どもの心と体を豊かに育む場として、市内にある生涯学習施設を拠点とし、子どもの年齢に応じた学習機会の提供や情報提供の充実を図るとともに、子どもの育ちを支える各種団体や指導者・ボランティアの育成と活動の支援を行い、多彩な社会教育活動の充実を図ります。

1) 人材・団体の育成支援		
① 人材の育成	担当課 生涯学習課	第1期評価：B
【事業内容等】指導者やボランティアの育成、ジュニアリーダーなど子どものリーダーの育成		
② 団体の活動の支援	担当課 生涯学習課	第1期評価：B
【事業内容等】団体の活動の情報、提供活動費の援助、活動の側面的支援		
2) 活動の場の提供の充実		
① 社会教育の活動拠点づくり	担当課 生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】ふれあいエस्प塩竈や公民館、市民図書館、市民交流センターの運営と活用促進		
② 社会教育活動の促進	担当課 生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】社会教育施設での各種学習機会の提供、学習情報の提供ボランティア団体との事業共催の促進、ボランティア団体との事業共催の促進		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（4）スポーツの推進

○子どもがスポーツを通して楽しみながら健康・体力の増進を図るために、さまざまなスポーツに親しむ機会と活動の場を充実するとともに、各種スポーツの指導者の育成や団体の活動支援を図ります。

1) 指導者・団体の育成支援		
① スポーツ指導者の育成	担当課 生涯学習課	第1期評価：B
【事業内容等】各種スポーツ講習会の開催及び指導者講習会の開催やスポーツボランティアの育成		
② スポーツ団体の活動の支援	担当課 生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】各種スポーツ少年団の活動支援、スポーツ関連団体の活動支援		



2) スポーツをする機会の充実		
① 体育施設の活用促進	担当課 生涯学習課	第1期評価：B
【事業内容等】 体育館やグラウンド、プール、スポーツ公園、学校体育施設の開放などの管理運営と活用促進		
② 企画事業の充実	担当課 生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】 各種スポーツ大会や競技会、スポーツイベントなどの充実及び子どもから高齢者までのスポーツ教室の開催		
③ スポーツ観戦機会の提供	担当課 生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】 プロ・アマの各大会などの開催誘致の促進		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

主要な施策3 特別な支援が必要な子どもに対する対応

現状と課題

本市は『塩竈市障がい者プラン』を策定し、障害者自立支援法に基づく福祉サービスを提供しています。障がいのある子どもや、診断がなされていないものの特別な配慮を必要とする子どもに対しては、ノーマライゼーションの理念のもとに、それぞれの状況に応じた自立を目指す対応が大切です。

障がいのある子どもや、特別な配慮を必要とする子どもへの対応は、保健センター、保健所、福祉サービス事業所など関係機関と連携を取りながら、早期発見、早期対応に努め、障がいの軽減を図るとともに、集団の中で共に学ぶことにより、児童の健全な社会性の成長発達が促進されるよう、保育所・幼稚園等での受け入れを行っています。

施策の方向

施策（1）特別な支援が必要な子どもへの支援

○障がいなどで配慮が必要な子どもが、地域の中でともに育つ環境づくりを進め、保育所・幼稚園等において受け入れを行うとともに、その家庭に対する負担軽減のための各種支援サービスの充実を図ります。

1) 子どもの発達支援の充実		
① 生活支援の充実	担当課 生活福祉課・子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】 各種手当・助成事業の実施、障がい福祉サービスの充実		



② 子どもの発達相談の充実	担当課 生活福祉課・子育て支援課 学校教育課・健康推進課	第1期評価：B
【事業内容等】療育相談の充実、障害児通園事業施設（塩竈市ひまわり園）の運営、障がい児保育の充実、特別支援教育の充実、発達相談等の充実		
③ 障がい者（児）福祉の総合的な取組の推進	担当課 生活福祉課	第1期評価：C
【事業内容等】ノーマライゼーションの普及啓発		
④ 特別な支援が必要な子どもの支援の充実	担当課 子育て支援課・学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】特別なニーズを持つ子ども [※] とその保護者への支援体制の充実		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

※「特別なニーズを持つ子ども」とは、必ずしも障がいの判定は受けていないが特別の支援を必要とする子どもや、海外にルーツがあり、多様な言語・文化・価値観・慣習などの中で育ってきた子ども、要保護児童など、保育にあたって一定の配慮が必要な子どもを指します。



基本目標2 親が安心して子どもを産み育てられるまち

主要な施策1 健やかな子育ての推進

現状と課題

子どもが心身ともに健やかに育っていくためには、食育を含む家庭における教育を充実させ健全な家庭を築いていくことに加え、日常生活における子どもや親の健康づくりや子どもが病気にかかったとき、医療を受診できる環境の整備が欠かせません。

近年では核家族化の進展や少子化、子育て世帯の減少、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く家庭環境は大きく変容し、家庭における教育機能が低下していると指摘されています。子どもは、家庭での日常生活を通して正しい生活習慣を身につけるとともに、人との関わり方や社会のルールを守ることの大切さを学びます。また家庭での親の豊かな愛情は、子どもの思いやりや信頼の心を大きく育てます。そのため、親や大人たちが、家庭の大切さを自覚し、子育ての喜びや楽しさを実感しながら、男女共同のもと、責任を持って家庭における教育が豊かに行われるよう、意識啓発を積極的に行っていくことが必要とされています。

子どもたちの食をめぐる状況についても、朝食の欠食や偏食など食生活の乱れを原因とする肥満や生活習慣病などの健康面での問題や食材の安全性の問題、「孤食」による家族間のコミュニケーション不足など、さまざまな課題が指摘されています。食は、子どもの健やかな育ちを促し、健康な身体をつくるということだけでなく、家族間のコミュニケーションを豊かにするなど、家庭における基本的な生活の確立に欠かせません。家庭において食の大切さを自覚し、健全な食習慣、食生活さらには塩竈の豊かな食材を活かした食文化の確立に結びつくよう、地域ぐるみで食育の取り組みを進めていくことが必要です。

子どもの健康をめぐる状況については、アレルギー性疾患や幼児期からの虫歯の増加、生活習慣病の低年齢化に加え、乳幼児とふれあう機会がないまま「親」になることや、子育てについての知識や技能などを身近な人から学ぶ機会が少ないことから、子どもの健康や発達に影響を及ぼすこともあります。子どもと親の新たな健康問題に対応するため、妊娠期からの健康相談・指導を充実するとともに、各種健康診査や診査後のフォローアップ体制の充実など予防的な支援を行いながら、家庭における健康づくりを進めていくことが必要となっています。

小児科医療現場における状況は、一般的に急患が多く休日夜間対応も多忙となっており、地方では小児科医不足が深刻化しています。安心して子育てをしていくためには、子どもが病気にかかったとき、医療を受診できる環境の整備が欠かせないため、より身近な医療が確保できるよう、体制づくりを進めていくことが求められています。

施策の方向

施策（１）家庭教育の充実

○子どもの育ちの段階に応じて、家庭における教育が、適切に行われるよう、情報提供や各種講座などの学習機会の提供を行い、家庭での意識啓発を図るとともに、学校などにおいて行われる親の自主的な活動の支援を行います。

1) 親の意識啓発		
① 情報提供の充実	担当課 教育総務課・学校教育課 生涯学習課・子育て支援課 健康推進課・市民安全課	第1期評価：A
【事業内容等】啓発パンフレットなどの発行・配布及び広報紙・ホームページへの掲載、母子手帳アプリによる情報発信		
② 学習機会の充実	担当課 教育総務課・学校教育課 生涯学習課・子育て支援課 健康推進課	第1期評価：B
【事業内容等】各種講座や講演会、研修などの開催		
③ 男女共同意識の普及啓発	担当課 教育総務課・学校教育課 生涯学習課・子育て支援課・ 健康推進課・市民安全課	第1期評価：B
【事業内容等】互いに支えあう家庭生活に関する意識の啓発や地域での子育て活動への参加促進		
2) 親の自主活動の支援		
① 自主活動への支援	担当課 生涯学習課・子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】活動事業費の補助、家庭教育支援総合推進事業の実施、事業共催などの促進		
② 事業企画実施への側面的な支援	担当課 生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】活動の場、会場などの提供		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（２）食育の充実

○健全な食習慣や食生活、食文化を通して、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、食の持つ意味や大切さについての講座や栄養教室を開催し、子どもや家庭、地域に対して食育の普及啓発を図ります。

○食に関する人材の育成や地域ネットワークを形成することで、食を通じた健康づくりを推進します。

○子どもたちが通う保育所や学校での給食の実施などを通して、子どもへの食教育、食生活指導の充実を図ります。

1) 食と健康に関心を持った生活の実現		
① 情報提供の充実	担当課 健康推進課	第1期評価：A
【事業内容等】乳幼児健診における個別・集団指導実施や啓発パンフレット等の配布 広報しおがま「食育通信」、ホームページへの掲載		
② 学習機会の充実	担当課 健康推進課	第1期評価：B
【事業内容等】離乳食教室、食育講座などの開催、食生活チェックシートの活用		
2) 豊かな心を育む食育の推進		
① 保育所、学校における給食の充実	担当課 子育て支援課・教育総務課	第1期評価：A
【事業内容等】塩竈の食を活かしたふるさと給食の実施及び給食でのアレルギー対応の充実		
② 食に関する指導、食育事業の推進	担当課 子育て支援課・教育総務課 学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】保育展、学校給食まつり等の開催や総合学習、教科等の時間の活用		
3) 食育を広げる環境づくり		
① 地域での人材・団体の育成	担当課 子育て支援課・健康推進課 生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】食生活改善推進員の育成と養成、「子ども料理教室」の開催、子ども食堂の開催		
② 活動のネットワーク化の促進	担当課 健康推進課	第1期評価：B
【事業内容等】食育に関する地域でのネットワークの充実		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（3）親と子の健康づくりの推進

○妊娠、出産、育児についての不安を取り除き、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠期から健康面での支援体制の充実を図るとともに、子どもの発達相談や育児相談など、相談体制の充実を図ります。そのために、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置します。

○また、予防的支援の観点から、各種健康診査や予防接種の充実を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、総合的な母子及び父子の保健事業の充実を図ります。

1) 健康づくりについての意識啓発		
① 情報提供の充実	担当課 健康推進課	第1期評価：A
【事業内容等】啓発パンフレットなどの発行・配布及び広報紙やホームページへの掲載 母子手帳アプリによる情報発信		
② 学習機会の充実	担当課 健康推進課	第1期評価：A
【事業内容等】中学生と赤ちゃんふれあい交流事業、パパ＆ママクラスなどの開催		



2) 予防的な健康づくりの支援		
① 各種健康診査の充実	担当課 健康推進課	第1期評価：A
【事業内容等】妊婦健診や乳幼児健診など各種健診の実施と健診受診率の向上、母子手帳アプリによる計画的な受診の支援		
② 各種予防接種の充実	担当課 健康推進課	第1期評価：A
【事業内容等】各種予防接種の接種率の向上、母子手帳アプリによる計画的な接種の支援		
3) 健康についての相談・指導の充実		
① 相談事業の充実	担当課 子育て支援課・健康推進課	第1期評価：A
【事業内容等】育児相談会の実施、7か月児健康相談の実施、子育て世代包括支援センターの設置		
② 訪問指導の充実	担当課 健康推進課	第1期評価：A
【事業内容等】妊産婦・新生児等訪問指導の実施		
③ 特に支援が必要な分野での対応の充実	担当課 子育て支援課・健康推進課 生活福祉課	第1期評価：A
【事業内容等】養育支援訪問事業の実施及び障がい疑われる児童や産後うつ病、育児不安、虐待ハイリスク者等への対応強化、保健所や医療機関・関係機関との連携		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（4）小児医療の充実

- 子どもが病気になったときに、いつでも安心して医療機関にかかれるよう、休日や夜間にも対応できる医療体制の充実を図ります。
- 予防的な観点から、地域でのかかりつけ医の確保について、家庭に対する普及啓発を行うとともに、妊娠や出産・育児などについての情報や、地域の小児科などの医療機関に関する情報の提供を行います。

1) 地域での診療体制の充実		
① 公的医療機関の診療充実	担当課 市立病院・浦戸振興課	第1期評価：C
【事業内容等】市立病院での小児診療、浦戸診療所での診療、県立子ども病院及び仙台市立病院との連携		
② 地域の民間医療機関との連携の促進	担当課 子育て支援課・健康推進課	第1期評価：C
【事業内容等】地域でのかかりつけ医の普及促進、地域医療機関の情報提供の促進		
③ 総合的な地域医療体制の整備促進	担当課 健康推進課	第1期評価：B
【事業内容等】塩釜地区地域医療対策委員会事業計画に基づく事業実施		



2) 休日夜間の診療の充実		
① 地域での休日夜間医療の確保	担当課 健康推進課	第1期評価：B
【事業内容等】 塩釜地区休日急患診療センター運営の充実 塩釜地区休日急患診療センターの後方支援体制の充実 塩釜地区休日急患診療センターでの土曜準夜帯の小児医療の実施 塩釜地区休日救急歯科診療事業の充実 宮城県こども休日夜間安心コールの普及促進 休日夜間診療情報の提供		
3) 小児保健の充実		
① 保育所・幼稚園・学校等における小児保健の充実	担当課 子育て支援課・教育総務課	第1期評価：A
【事業内容等】 嘱託医や学校医などによる小児保健の実施		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

主要な施策2 働きながら子育てできる環境づくり

現状と課題

女性の就労率の上昇により、子どもの数が減少しているものの、保育ニーズは高い状態にあります。また、核家族化やひとり親世帯の増加などから、保育を必要とする子どもの数は人口比率で高くなると予想されます。

さらに、就業形態や就労時間の多様化による、保育時間の延長や休日保育、夜間保育などを望む声や、男女の雇用機会の均等や育児・介護休業、子の看護休暇、短期の介護休暇、パパママ育休プラスなど法に基づく子育て環境が整いつつあり、産休・育休後のスムーズな職場復帰を可能にするよう、保育体制を整えていく必要もあります。

今後の保育ニーズの適正な把握に努めながら、地域型保育事業や認定こども園による保育提供量の増大も考慮する必要があります。それによって認可保育所の整備・再編など、国の動向を注視しつつ公立保育所の果たすべき役割を見直す必要があります。

また、家庭において保育が一時的に困難となる場合や、病気回復期の乳幼児の保育が必要となる場合など、様々なニーズへの対応も求められています。

就学前児童の保育ニーズの伸びは、小学生児童の保育にもあらわれ、放課後児童クラブの必要性も高くなっています。

働きながら安心して子育てできる環境をつくるために、子育て支援サービスの提供はもちろんのこと、企業や職場の理解、協力のもとで、子育てを支援する就労環境づくりへの取り組みが必要となっています。

これまで、制度上の整備はなされてきましたが、育児休業がとれない、育児のために仕事をやめざるを得ない、育児後の再就職が難しいなど、仕事を持つ女性にとっての子育て環境の整備・改善は途上であり、今後も継続して取り組んでいくことが求められています。


 施策の方向

施策（１）保育ニーズへの的確な対応

- 今後、予想される保育ニーズに的確に対応し、良質な保育サービスが確保できるよう、国の動向を見据えつつ、公立保育所の今後の果たすべき役割を見直します。
- 子どもや保護者の視点に立ったよりよい保育サービスの充実を図ります。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、多様化する就労形態に対応した保育サービスを提供できるよう、地域ニーズを踏まえながら、延長保育事業や乳児・低年齢児の保育、一時預かり事業、病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。
- 放課後児童クラブについても、多様化するニーズに対応できるよう、ボランティアの活用や民間手法の活用など様々な検討を行い、学力の向上や体験学習などの事業内容の充実を図ります。

1) 多様な主体による保育の実施		
① 認可保育施設等の運営の充実	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】公立保育所での保育の充実、私立保育園等との連携強化		
② 認可外保育施設での保育促進	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】認可外保育施設へ運営支援の充実、認可外保育施設との連携強化		
2) 保育事業の拡大と効率化		
① 保育所等の受入枠の拡大	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】私立保育園等の施設整備事業への支援、定員の弾力的な運用		
3) 保育所の保育機能の充実		
① 保育環境の充実	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】公立保育所の建て替えを前提とした民営化への移行、施設設備の計画的な維持・修繕の実施及び遊具・備品などの計画的な更新		
② 保育士の資質・保育技術の向上	担当課 子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】保育士の研修制度の充実・拡充		
③ 地域に開かれた保育事業の推進	担当課 子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】保育所等での地域活動事業の充実、苦情解決に向けた体制の充実		
④ 特別な支援が必要な子どもの保育の充実	担当課 子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】特別なニーズを持つ子どもとその保護者への保育体制の充実		



4) 多様な保育サービスの提供		
① 多様な就労形態に対応する特別保育を実施	担当課 子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】延長保育事業の実施		
② 産休・育休明けの職場復帰を支援する保育の実施	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】低年齢児保育の実施		
③ 緊急的・一時的に必要な保育を実施	担当課 子育て支援課	第1期評価：D
【事業内容等】一時預かり事業、病児保育事業の実施		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（2）放課後児童クラブの充実

○放課後児童クラブの充実を図ることにより、働きながら安心して子育てできる環境をつくとともに、教育視点を取り入れた学習や、地域交流・世代間交流により、児童の健全な育成を行います。

1) 放課後児童クラブの充実		
① 放課後児童クラブの充実	担当課 子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】職員の専門性の向上と運営体制の安定、教育視点を取り入れた学習への取組、地域交流・世代間交流の充実		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（3）子育てを支援する就労環境づくり

○子育てと仕事を両立するために、子育てしやすい就労環境づくりが事業所・企業サイドでも推進されるよう、子育て世代の労働時間の短縮や育児休業制度の普及、出産後の再就職のための支援対策などについて、事業所・企業に対する意識啓発を行います。

1) 職場への意識啓発		
① 働く人への意識啓発	担当課 子育て支援課・商工港湾課 市民安全課	第1期評価：B
【事業内容等】育児休業制度の利用促進、父親の育児・子育て活動への参加促進		
2) 企業・事業所の子育て支援活動の促進		
① 企業への子育て支援制度普及の働きかけ	担当課 子育て支援課・商工港湾課	第1期評価：E
【事業内容等】育児休業制度、子の看護休暇などの普及促進及び子育て後の再就職支援		





② 企業の子育て支援活動の促進	担当課 子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】事業所内保育施設、企業主導型保育施設の運営支援		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

主要な施策3 子育て家庭への支援

現状と課題

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設し、就学前の障がい児の発達支援についても、併せて無償化が進められます。

それでも、子どもの医療費や保育料、学費や塾、習い事などの教育費は、大きな経済的負担となっていることから、子どもを安心して健やかに育てることができるよう、給付事業や助成事業の実施など、子育て中の家庭に対し経済的な負担が軽減できるような支援策を推進していくことが必要です。

引き続き、保育や医療等に要する費用負担の軽減を図るため、子育て家庭に対する経済的な支援が求められます。

ひとり親世帯については、母子家庭、父子家庭ともに増加傾向にありますが、母子家庭の多くは、経済的に生活が不安定な状況が多く、父子家庭にあっては、仕事と子育てを両立する上での悩みが顕在化しています。個々の家庭の状況に応じた相談や生活の安定、自立に向けた支援を行っていくことが求められています。

施策の方向

施策（1）経済的支援制度の普及

○子育て家庭の経済的な生活の安定を通して、豊かな子育てが実現できるよう、国の制度などに基づいた児童手当や児童扶養手当などの支給事業を実施するとともに、制度の普及を図ります。

1) 各種給付・助成・減免制度の普及啓発		
① 情報提供の充実	担当課 生活福祉課・子育て支援課 保険年金課・健康推進課 学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】啓発パンフレットなどの発行・配布及び広報紙やホームページへの掲載、母子手帳アプリによる情報発信		



2) 各種手当支給事業の実施		
① 児童を養育している家庭への各種手当の支給	担当課 子育て支援課・生活福祉課 保険年金課	第1期評価：A
【事業内容等】児童手当の支給、母子父子家庭などへの児童扶養手当の支給、障がいのある子どもを養育する家庭への特別児童扶養手当や障がい児福祉手当の支給		
② 出産一時金の支給	担当課 保険年金課	第1期評価：A
【事業内容等】国民健康保険事業での出産育児一時金の支給		
③ 未熟児への医療給付	担当課 健康推進課	第1期評価：A
【事業内容等】未熟児養育医療給付事業の実施		
④ 子どもの医療費の一部助成	担当課 保険年金課	第1期評価：A
【事業内容等】高校3年生（18歳年度末）までの医療費の一部助成		
⑤ 母子・父子家庭の医療費の一部助成	担当課 保険年金課	第1期評価：A
【事業内容等】母子父子家庭医療費の一部助成		
⑥ 障がいのある子どもを養育する家庭の医療費の一部助成	担当課 保険年金課	第1期評価：A
【事業内容等】障がい者（児）医療費の一部助成		
⑦ 海難・交通遺児への手当の支給	担当課 学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】海難・交通遺児教育手当の支給		
⑧ 学校経費の一部助成	担当課 学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】就学援助制度（要保護・準要保護児童援助事業）の実施		
⑨ 保育料の一部減免	担当課 子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】幼児教育・保育の無償化、母子父子家庭への一部減免措置、多子世帯の保育料の軽減措置		
⑩ 放課後児童クラブの利用料の一部減免	担当課 子育て支援課	新規
【事業内容等】放課後等デイサービスとの併用利用に対する一部減免措置		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



施策（２）ひとり親家庭への支援

○ひとり親家庭に対しては、個々の家庭状況に応じた経済的な支援や家事・育児支援の充実に努めます。

1) ひとり親家庭への支援の充実		
① 生活支援の充実	担当課 子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】 保育所への優先的入所、ファミリー・サポート事業補助金の交付、母子福祉団体の活動支援、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の給付		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



基本目標3 地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち

主要な施策1 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

子どもを安心して産み育てていくためには、子どもが安全に生活できる環境を整備するとともに、若い子どもを連れて気軽に外出できるようなまちづくりを進めることが大切です。

東日本大震災で生じた段差や亀裂の改修は進みましたが、ベビーカーなどの使用に不便な段差や階段、道幅が狭く歩道がない所など、子ども連れの親にとって必ずしも安心して歩行できる道路ばかりではありません。ノーマライゼーションの視点から、高齢者や障がい者とともに、乳幼児や子ども連れなど、すべての人に配慮したバリアフリーのまちづくりを進める必要があります

また、自然とのふれあいを通して自然の厳しさや恵みを体験することで、子どもたちの心と身体は育まれます。塩竈は、海や浦戸の島々、塩竈神社の森、伊保石公園など、多彩な自然に恵まれたまちです。

子どもたちが人や自然とふれあえる機会や、その中でいきいきと遊ぶことができる空間を積極的に提供し、ふるさとのよさを感じることができる体験学習の取り組みを進めるとともに、子どもたち自らも、自然を愛し大切にしていける心を育てていくことができるよう、自然保護のボランティア活動などの促進も重要です。

子どもたちを交通事故や犯罪、災害から守ることは、安全・安心の基本ですが、子どもを巻き込む交通事故や、子どもが被害にあう犯罪が依然として発生しており、子どもを含めた市民一人ひとりが、交通安全や防犯、防災への意識を高め、市民総ぐるみで子どもを守る体制をつくっていくことが強く求められています。また、子どもたちが『自分の身は自分で守る』意識を持つ教育を行っていく必要があります。

豊かな自然環境としては、浦戸の自然は子どもだけでなく市民にとって、その恵みと大切さを心で感じ、優しさや楽しさを体感することができる本市の財産です。子どもたちが浦戸の人々と交流を深め、海や自然とふれあうことができるよう、さまざまな交流・体験活動などの事業を進めていくことが大切です。

施策の方向

施策（１）子育てに配慮した生活の場の提供

○子どもや子ども連れが安心して、安全に利用できるような道路整備や施設環境の整備を行うなど、子育てに配慮した安全で快適な生活環境の整備を推進します。

1) 安心・安全な住居・道路の環境づくり		
① 住宅取得のための支援	担当課 定住促進課	新規
【事業内容等】子育て世帯（転入者）への補助制度の実施、地域優良賃貸住宅の提供		
② 歩行の安全性・安心性の向上	担当課 土木課・市民安全課・学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】ガードレールや横断歩道などの計画的な整備、街路灯や防犯灯の計画的な整備、通学路の安全点検の実施		
2) 子ども連れでも利用しやすい施設環境づくり		
① 子ども連れに配慮した施設設備の整備促進	担当課 子育て支援課・市民安全課 健康推進課・都市計画課 学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】施設整備にあたってのバリアフリー化の実施、授乳スペースや親子トイレなどの設置促進、子ども連れの休憩スペースの設置促進		
② イベントなどの開催時の託児スペースの確保	担当課 子育て支援課・市民安全課 健康推進課・生涯学習課	第1期評価：B
【事業内容等】イベント・行事などでの託児の実施		
3) 安全・安心な子どもの居場所づくり		
① 子どもの居場所づくりへの支援	担当課 子育て支援課	新規
【事業内容等】子ども食堂の運営支援、子どもの居場所づくりの支援		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（２）豊かな自然とふれあう機会の提供

○子どもが豊かな心を育み、自然を大切にする意識が芽生えるよう、自然とふれあいながら、いきいきと遊べる空間と活動機会を提供します。

1) 自然に親しむ空間の整備・活用		
① 自然あふれる公園などの活用促進	担当課 土木課	第1期評価：C
【事業内容等】伊保石公園や加瀬沼公園、緑地公園などの活用促進		
② 街並みの緑化の推進	担当課 都市計画課・土木課	第1期評価：B
【事業内容等】街路樹の計画的な整備、ポケットパークの計画的な整備		

2) 自然に触れ合う活動の充実		
① 自然体験活動や自然観察活動の促進	担当課 生涯学習課・学校教育課	第1期評価：C
【事業内容等】社会教育活動や学校などでの自然体験活動の充実		
② 自然環境保護に対する意識の啓発	担当課 土木課	第1期評価：A
【事業内容等】自然保護活動の促進、自然環境についての学習機会の充実		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（3）交通安全と防犯・防災の充実

○子どもたちを事故や犯罪、災害などから守るために、子どもを含む市民各層への交通安全、防犯、防災の意識啓発を推進するとともに、行政と関係団体や自主組織、市民が一体となった地域ぐるみの防犯、防災体制の充実、強化を図ります。

○子どもの安全確保を図るために、安全用品の普及や施設の安全管理の充実を図ります。

1) 子ども・市民への意識啓発		
① 子どもへの交通安全、防火、防犯、防災教育の充実	担当課 子育て支援課・学校教育課 市民安全課	第1期評価：A
【事業内容等】学校・幼稚園・保育所での取り組みの推進		
② 地域住民への情報提供の充実	担当課 市民安全課	第1期評価：B
【事業内容等】啓発パンフレットなどの配布、広報活動の充実、講座や講演、研修の開催		
2) 子どもを守る地域体制づくりの促進		
① 関係機関・団体との連携強化	担当課 市民安全課	第1期評価：A
【事業内容等】交通安全指導隊や防犯協会などとの連携強化、警察・消防との連携強化		
② 地域での自主活動促進	担当課 市民安全課	第1期評価：A
【事業内容等】地域での見回りの実施、自主防災組織の育成支援		
③ 子どもを守る仕組みづくり	担当課 市民安全課・学校教育課	第1期評価：A
【事業内容等】子ども110番の家の拡充、子ども安全サポーターの育成		
3) 子どもを守る環境整備		
① 安全用品の普及	担当課 市民安全課	第1期評価：A
【事業内容等】反射材の奨励、防犯ブザーの奨励、防災用品の奨励		
② 子どもの施設の安全確保	担当課 子育て支援課・学校教育課 ・生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】施設での不審者対策の強化、施設の防犯・防災体制の充実、避難訓練などの実施		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（４）浦戸のよさを活かした子どもの健全育成

○海や自然はもとより、支えあいの心や人とのつながりなどの浦戸の「よさ」を活かしながら、さまざまな交流・体験学習などの事業を進めます。

1) 体験活動の促進		
① 学校の授業や行事での活用	担当課 学校教育課	第1期評価：E
【事業内容等】総合的な学習の時間や自然体験学習、ふるさと体験学習などでの活用促進		
② 浦戸の素材を活用した体験活動の促進	担当課 生涯学習課・浦戸振興課	第1期評価：B
【事業内容等】のりづくり体験、マリンスポーツ、自然体験学習などでの活用促進		
③ 子どもたちの交流活動の促進	担当課 学校教育課	第1期評価：B
【事業内容等】学校間交流の促進		
2) 浦戸の施設の有効活用の促進		
① 浦戸ブルーセンターの活用促進	担当課 浦戸振興課	第1期評価：B
【事業内容等】スポーツ合宿や夏休みの宿泊研修などでの活用		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

主要な施策2 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

全国的に児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、社会環境や家庭環境の変化、養育力の低下などにより、保護を要する児童の状況は改善されていません。施設入所の状況をみると、身体的虐待やネグレクトの割合が多い一方、心理的虐待の割合が増加傾向にあります。

児童虐待は、地域の中で孤立した家庭で起きることが多く、家庭への関わり方が難しい問題となっています。また、家庭内で起きる問題の一つであるDV（ドメスティック・バイオレンス）は、児童に心理的外傷を与える児童虐待として対応が求められています。

平成6年4月、わが国が批准した「児童の権利に関する条約」にも、子どもの権利や自由を尊重し、すべての子どもの幸せを目指し、これらが最大限尊重される社会づくりを実現することが社会の責務としてうたわれています。児童虐待、体罰や暴力のない社会をつくる上で、子どもの権利についての普及啓発が必要です。

施策の方向

施策（１）児童虐待防止の強化

- 虐待やDVなどの問題の早期発見・早期対応の強化を推進するため、子育て支援課や保健センター、保育所、幼稚園、学校、地域の関係者など、関係機関からなる要保護児童対策地域協議会による支援体制の強化を図ります。
- 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談や訪問により、総合的かつ継続的に支援する「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。
- 家庭や地域、学校、行政など社会のあらゆる分野において、「子どもにとって大切なことは何か」を常に念頭においた取り組みが進められるよう、大人だけでなく子ども自身も子どもの権利について考えられるような意識啓発、普及を推進します。

1) 児童虐待の防止と対応の強化		
① 虐待の未然防止の取組の推進	担当課 子育て支援課・健康推進課	第1期評価：A
【事業内容等】啓発パンフレットなどの配布及び虐待防止・DV防止キャンペーンなどの広報活動の充実		
② 早期発見・早期対応の体制づくり	担当課 子育て支援課・健康推進課	第1期評価：B
【事業内容等】家庭児童相談事業の強化、要保護児童対策地域協議会の充実、主任児童委員・民生児童委員との連携強化、専門機関との連携強化、里親制度の普及促進、虐待ハイリスク者などへの対応強化、子育て世代包括支援センターの設置、子ども家庭総合支援拠点の設置、乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業での対応強化		
③ DV防止体制の強化	担当課 子育て支援課・健康推進課	第1期評価：A
【事業内容等】DV相談事業の強化		
2) 子どもの権利についての意識啓発		
① 情報提供の充実	担当課 学校教育課・子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】「児童の権利に関する条約」の普及啓発、「児童福祉週間」などの広報活動の充実		
② 学習機会の充実	担当課 学校教育課	第1期評価：E
【事業内容等】子どもの権利についての講座や講習会、研修会などの開催		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



主要な施策3 子ども・家庭を支援する地域社会づくり

現状と課題

少子化や核家族化、地域コミュニケーションの希薄化が進むなかで、祖父母や地域の人々などから子育てに関する情報や経験、知識を学ぶ機会が減少しています。

そのような中で、親同士が身近なところでつどい、話し合ったりする機会として、市内の育児サークルや多くの子育て支援グループなどについての情報を提供し、仲間づくりやネットワークづくりを促進することは重要です。

身近な地域社会の中で、「子育てに悩んでいる人の力になりたい」、「みんなで楽しく子育てできる地域をつくりたい」という思いを持つ人たちが活動できるよう、子育てを支える人材の育成や団体の活動支援を図るとともに、地域の中で子育てを支えあい、気軽に相談できる場の拡充等、子育てに温かい地域づくりや機運醸成への取組が重要となっています。

施策の方向

施策（1）地域コミュニケーションの促進

- 家庭、地域において豊かな子育てが実現できるよう、子育てについての情報や学びの機会を積極的に提供しています。
- 乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報提供、専門的な助言、その他の援助を行う地域の子育て支援の拠点を充実させていきます。
- その一つとして、しおがま子育て支援センターの日曜日開所を実施するとともに、事業内容の充実を図るため、民間活用による手法も検討していきます。

1) 地域の子育てに関する情報提供の充実		
① 子育て情報の広報活動の充実	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】 広報紙への掲載、情報誌の発行、ホームページの充実、母子手帳アプリによる情報発信		
② 子育てガイドブックや子育てマップの作成	担当課 子育て支援課	第1期評価：A
【事業内容等】 子育てガイドブックの作成、子育てマップの作成、遊び場点検の実施		
③ 各種子育て支援制度についての情報提供の充実	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】 パンフレットなどの配布、広報紙への掲載、窓口での案内充実 利用者支援専門員（コンシェルジュ）の配置、子育て世代包括支援センターの設置		



2) 子育てをしている親子の交流機会の提供		
① 地域での交流活動の促進	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】 育児サークルの育成と活動支援、親子参加行事の企画充実		
② 地域子育て支援センターを核とした事業展開	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】 子育て支援センター体制の充実		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）

施策（2）子育てを支える地域体制づくりの促進

○子どもが地域の中でのびのびと育ち、子育てを地域ぐるみで支えることができるよう、人材の育成と団体の活動を支援しながら、市民の自主的な活動を促進します。また、子育てについて身近に相談できる体制の整備を図りながら、地域の中で子育てを支援できる仕組みづくりを進めていきます。

1) 子育てを支える人材・団体の育成		
① 子育てを支えるボランティアの育成と活用	担当課 子育て支援課・健康推進課	第1期評価：B
【事業内容等】 子育てボランティアの養成講座や研修の実施、活動機会の提供、ボランティア人材の情報提供の充実		
② 団体の活動の支援	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】 活動機会の提供、企画共催などの連携促進、団体の活動情報の提供促進、活動事業費の補助		
2) 地域での相談・援助の体制づくり		
① 相談事業の充実	担当課 子育て支援課・健康推進課	第1期評価：B
【事業内容等】 各種相談窓口の開設と機能充実、相談窓口の情報提供の充実、幼稚園・保育所や学校を活用した相談機能の充実		
② 地域での援助システムづくり	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】 ファミリー・サポート・センター事業の拡充、主任児童委員・民生児童委員との連携強化		
③ 国、県などの専門機関との連携強化	担当課 子育て支援課	第1期評価：B
【事業内容等】 宮城県中央児童相談所や塩釜保健所などの活用と連携強化		

※評価ランク：A＝成果があった、B＝やや成果があった、C＝あまり成果がなかった、
D＝成果がなかった、E＝評価できず（未実施含む）



第6章

計画の推進・評価体制



第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進主体

計画を推進していくためには、親（家庭）や市民（地域）、事業所（企業）、市（行政）が、それぞれの立場でそれぞれの役割を果たすとともに、互いに協力・連携（協働）しながら、自主的、主体的に取り組んでいく必要があります。

（1）親（家庭）の役割

① 親子のきずなを深める

子どもにとって、家庭は安らぎの場であり、家族とのあたたかい人間関係の中で思いやりや信頼の心を育む場です。子どもとのふれあいの場や団らんの時間を多く持ち、親子がふれあう機会に積極的に参加するなど、親子のきずなを深めることが必要です。

② 子どもに体験を積ませる

子どもは、家庭内での家族との関わりの中で基本的な生活習慣を身につけていきます。家族一人ひとりが、それぞれの果たす役割を自覚しながら、子どもたちに、それぞれの年齢や発達に応じてさまざまな生活体験を積ませることが大切です。

③ 男女共同で子どもを育てる

家事や子育てについては、父親、母親ともに役割を担い、男女共同による子育てを進めていくことが求められます。

④ 地域の中でよりよい人間関係を築く

子育てに関する理解を深めるための学習に主体的に取り組むとともに、地域活動への参加を通して、近隣とのコミュニケーションを図り、互いに支えあうことができる人間関係を築いていくことが大切です。

（2）市民（地域）の役割

① 子どもたちとふれあう

子どもは、子ども同士あるいは地域の大人たちとのふれあいの中で社会性や自主性を身につけていきます。子ども会や町内会など地域で活動する団体は、学校や関係機関などと協力しながら、子どもが体験、交流できるさまざまな場への参加機会を提供していくことが必要です。



② 子どもたちを見守る

塩竈に住む子どもはすべての市民にとって大切な子どもであるという認識のもと、非行や犯罪の道へ導かれることなく、すべての子どもが健やかに育つことができるように地域全体で見守り、支えていくことが大切です。

③ 家庭の子育てを支える

子どもへの虐待などの多くが、地域の中で孤立した家庭内で起きるといわれています。子育て家庭に対する声かけを積極的に行うことで、友だちの輪を広げたり、子育ての相談にのったりなど、地域の中で子育てを支えあっていくことが求められています。

④ 子育て支援の輪を広げる

育児サークルや子育て支援グループなどの活動に、ボランティアなどとして積極的に参加することで、子どもや子育てに関する市民活動を広げていくことが求められています。

(3) 事業所（企業）の役割

① 子育て中の世代の就労環境に配慮する

夫婦ともにあるいはひとり親家庭の親が、子育てと仕事を両立できるように、育児休業を取得しやすい環境づくりを進めるとともに、子育て期にある親、特に男性の労働時間の短縮や子育てのために退職した場合の再就職など、就労環境の改善に取り組むことが必要です。

② 子育てへの職場の理解を深める

子育てや家庭教育に関する研修などを充実し、職場全体の理解を深め、子育てに対する意識を高めていくことが求められます。

③ 地域の子育て活動へ協力する

事業所（企業）も地域社会の一員であるという認識に立って、地域における子育て支援に関わる活動や取り組みに積極的に参加し、協力していくことが大切です。

(4) 行政（市）の役割

① 施策・事業を総合的、計画的に進める

市は、本計画に掲げた施策・事業について、庁内の関係部課が連携し、優先順位の設定や必要な財源の確保を行いながら、総合的、計画的な推進に取り組みます。



② 市民と協働しながら計画を進める

市は、保育所や幼稚園、学校など子育てに関わる諸機関はもとより、地域の民生・児童委員やボランティア団体、事業所（企業）などとの連携・協力関係を深め、幅広い市民の参加を得るなど、市内の多様な人材を活用しながら計画を推進していきます。

② 広く情報を提供する

市は、計画を進めていくにあたり、計画の内容を市民や事業所（企業）などに幅広く知ってもらうために、広報誌やホームページ、母子手帳アプリに情報を掲載したり、わかりやすくまとめたパンフレットを作成・配布するなど、計画の周知を積極的に行っていきます。

④ 市民活動を支援する

市は、計画の推進にあたり、子育てに関するボランティア団体や親同士の情報交換・交流の場であるサークルやグループなど、今ある、または生まれつつある市民の主体的な活動を支援していきます。

⑤ 時代にあった取り組みを進める

子育てに関する環境やニーズは、社会経済の状況や市民の意識・価値観などにより変化していきます。市は、この変化を的確にとらえ、随時計画の見直しの必要性を確認しながら柔軟な取り組みを推進していくとともに、国などに対しても、地域の実情にあった少子化対策のより一層の充実を求めてまいります。





2 計画の評価と進行管理

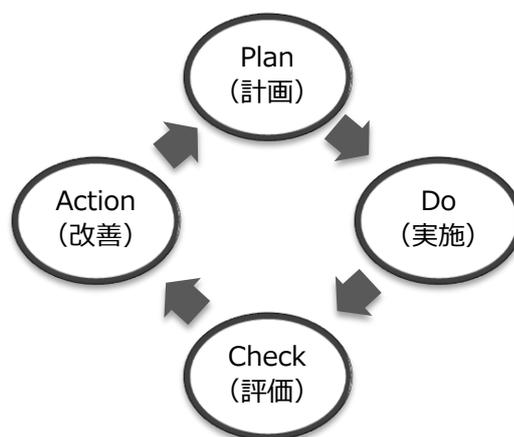
計画の進行管理や実施状況の点検・評価については、各年度に必要なに応じて子ども・子育て会議を開催し、審議を行っていきます。

点検・評価に当たっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善）の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定して点検・評価を行います。

また、点検・評価の結果については、広報紙やホームページなどにより市民に周知を図るとともに、広く意見を聴取する機会を設けていきます。

本計画の進行管理については、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

■ PDCAサイクル図





資 料 編

資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

平成26年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
平成29年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
平成30年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」(とりまとめ)
平成30年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
平成30年10月15日	国と地方の協議の場(法定)
平成30年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月17日	国と地方の協議の場(法定)
平成30年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回目)
平成30年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
平成31年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回目)
令和元年5月17日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布
令和元年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
令和元年10月1日	幼児教育・保育の無償化の実施

(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨等

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、令和元年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つです。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速します。現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講じます。

また、就学前の障がい児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。

(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学付属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が実費で負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による実費徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

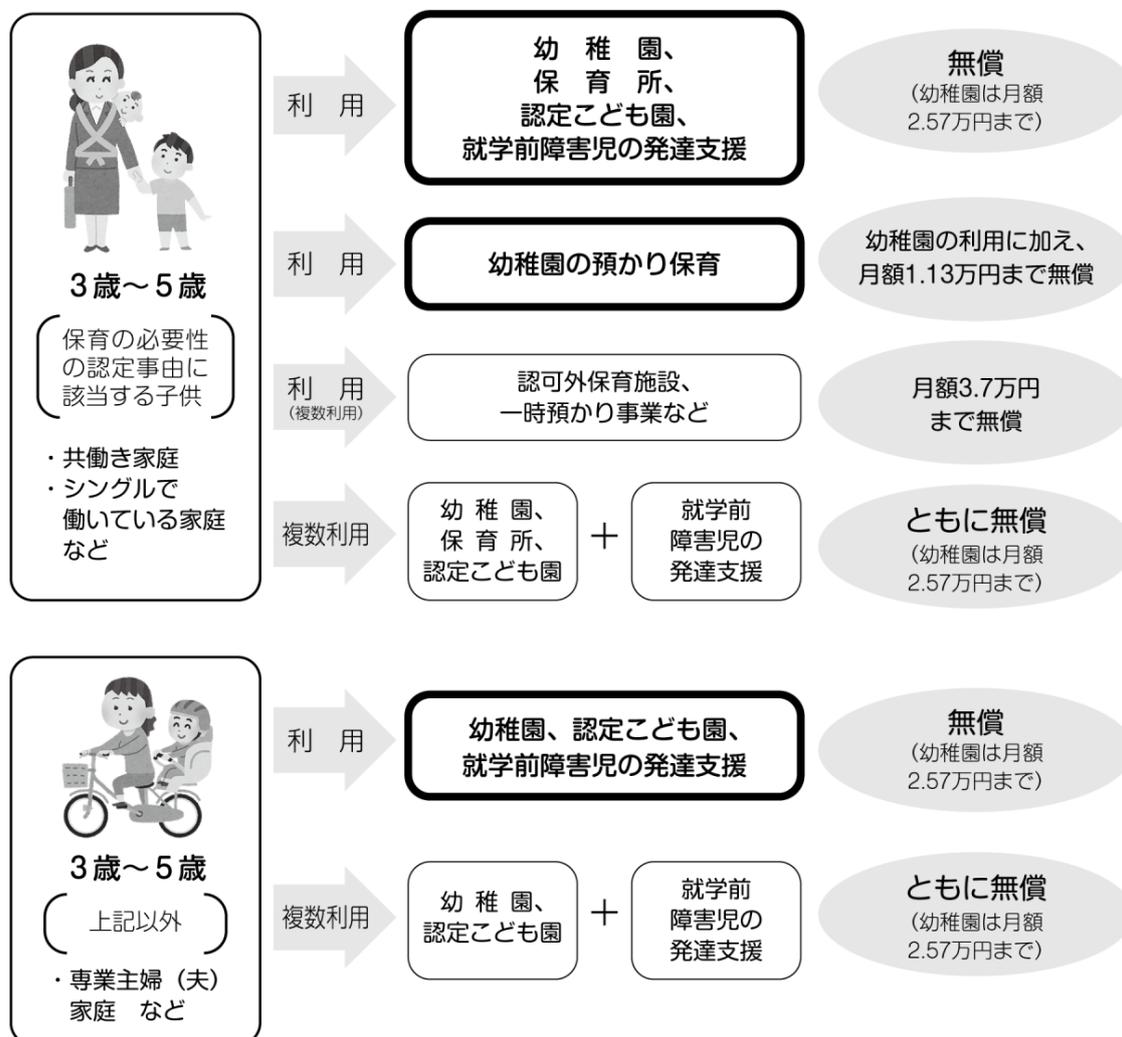
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障がい児の発達支援

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化

- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より



2 塩竈市子ども・子育て会議

(1) 塩竈市子ども・子育て会議条例

平成18年3月15日

条例第14号

改正 平成25年6月条例第27号

(題名改称)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「推進法」という。）第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として塩竈市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(平25条例27・全改)

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) 推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画として策定したのびのび塩竈っ子プランの推進に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策（推進法第2条に規定する次世代育成支援対策をいう。次条第2項第5号において同じ。）の推進に関すること。

(平25条例27・一部改正)

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 支援法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業を行う事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) のびのび塩竈っ子プランの推進に係る機関の職員
- (5) 次世代育成支援対策に関し十分な知識と経験を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(平25条例27・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員





の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平25条例27・一部改正)

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平25条例27・一部改正)

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部社会福祉事務所において処理する。

(平25条例27・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成25年6月条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にのびのび塩竈っ子プラン推進地域協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の塩竈市子ども・子育て会議条例(以下この項において「会議条例」という。)第3条第2項の規定により塩





竈市子ども・子育て会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、会議条例第4条の規定にかかわらず、その者ののびのび塩竈っ子プラン推進地域協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する

[次のよう]略

(2) 委員名簿

任期 平成29年9月27日～令和2年3月31日

氏名	所属団体・役職等
阿部 早苗	市民委員
阿部 ちか代	主任児童委員
扇 恵美子	さかえ保育園 元園長
今野 吉晃	NPO 法人塩釜市体育協会 副会長
佐藤 香	塩釜カトリック幼稚園 園長
庄司 とも子	市民委員
鈴木 浩子	幼保連携型認定こども園塩釜聖光幼稚園 園長
千葉 智子	市民委員(令和元年9月26日まで)
日野 忠行	塩竈市父母教師会連合会 会長
平川 久美子	石巻専修大学 准教授
本郷 一夫	東北大学 教授
松田 攝子	塩竈市立第二小学校 校長(平成30年3月31日まで)
佐藤 晴子	塩竈市立第一小学校 校長 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
白鳥 武	塩竈市立玉川小学校 校長(平成31年4月1日から)
山田 るみ子	梅の宮母親クラブ 会長(令和元年9月26日まで)
横山 義正	宮城県塩釜医師会 顧問(横山小児科医院 院長)
米倉 瞳	市民委員(令和元年6月12日まで)

(敬称略・五十音順)



(3) 会議の開催日と審議内容

平成30年度

回	期日	場所	出席人数	会議の具体的内容
第1回	平成30年 7月11日(水) 18:30~20:15	塩竈市壺番館 2階 産業環境部 会議室	10名	(報告事項) 1. 教育・保育施設の利用状況について 2. 新のびのび塩竈っ子プラン(平成29年度)の進捗状況について 3. 海岸通子育て支援施設の進捗状況について 4. 新浜町保育所の廃止について (協議事項) 1. 次期『新のびのび塩竈っ子プラン』の策定について
第2回	平成31年 1月16日(水) 18:30~19:55	塩竈市役所 2階会議室	12名	(協議事項) 1. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査票(案)について
第3回	平成31年 3月20日(水) 18:30~19:55	塩竈市壺番館 5階 市民交流センター 会議室	11名	(協議事項) 1. 小規模保育事業の認可について 2. 特定教育・保育施設等の利用定員について (報告事項) 1. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施状況について

令和元年度

第1回	令和元年 7月3日(水) 18:30~20:40	塩竈市壺番館 5階 市民交流センター 会議室	11名	(報告事項) 1. 教育・保育施設等の利用状況について 2. 新のびのび塩竈っ子プラン(平成30年度)の進捗状況について 3. 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書(概要版)について 4. 幼児教育・保育の無償化について 5. 藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理について (協議事項) 1. 次期『新のびのび塩竈っ子プラン』の策定について
第2回	令和元年 10月24日(木) 18:30~21:00	塩竈市壺番館 5階 市民交流センター 会議室	10名	(協議事項) 1. 第2期のびのび塩竈っ子プランの策定について (報告事項) 1. 塩竈市藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理について 2. 海岸通子育て支援施設の進捗状況について
第3回	令和元年 12月18日(水) 18:30~20:00	塩竈市壺番館 5階 市民交流センター 会議室	7名	(協議事項) 1. 第2期のびのび塩竈っ子プランの策定について (報告事項) 1. 塩竈市藤倉児童館及び放課後児童クラブの指定管理について



<p>第 4 回</p>	<p>令和2年 3月5日(木) 18:30~20:30</p>	<p>塩竈市吉番館 5階 市民交流センター 会議室</p>	<p>名</p>	<p>(協議事項) 1. 第2期のびのび塩竈っ子プランの策定について 2. 特定教育・保育施設等の利用定員について (報告事項) 1. 海岸通子育て支援施設の整備について</p>
----------------------	---	---	----------	---



3 用語解説

あ 行

預かり保育

幼稚園で通常の教育時間以外に、在園児を希望で預かる延長保育のことです。

アプローチプログラム

就学前の幼児が、円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが、小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された、5歳児のカリキュラムです。

生きる力

文部科学省の中央教育審議会では、①自分で課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力、②自らを律しつつ、他人と調和し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力をさせています。

育児休業

労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業のことです。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業のことです。

SNS（エス・エヌ・エス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進するインターネット上の会員制のサービスです。主に個人間のコミュニケーション手段として利用され、利用者は各サービスに会員登録を行い、会員同士でコメントの投稿・閲覧やメッセージの交換を行っています。

延長保育

就労等の事情により、通常の保育時間に子どもの送迎ができない場合などに時間を延長して行う保育です。

か 行

確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度施行後も現行のままの運営をする幼稚園のことです。

子ども・子育て支援新制度において、あらたに制定される設備や運営の基準を満たした上で、公費の給付対象となる施設（施設型給付の対象となる教育・保育施設）としての「確認」を受けない旨の申し出を行った幼稚園のことです。

確保方策

幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中の必要量に対応するための確保の内容及び実施時期を定めるものをいいます。

学校評議員制度

学校教育法施行規則第 49 条により規定され、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして、平成 12 年 4 月から実施されています。

学校評議員は、校長の求めに応じて、学校の教育目標及び計画や教育活動、学校と地域社会との連携に関する事など、学校運営について意見を述べるすることができます。

看護休暇

働く親が小学校就学前の子どもの病気やけがの看病のために取る休暇のことです。また、その制度のことをいいます。年次有給休暇とは別に年間 5 日まで取得できます。平成 17 年施行の改正育児介護休業法によるものです。

企業主導型保育施設

企業が従業員の働き方に応じて、柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設です。複数の企業による共同設置・利用もでき、地域の子どもを受け入れることも可能です。

認可外保育施設ですが、保育施設の整備費及び運営費について、認可施設と同程度の助成を受けることができます。

教育・保育施設

子ども・子育て支援新制度において、認定こども園・幼稚園・保育所をいいます。

協働

住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

ある期間（1 年間）の出生状況に着目し、その年における各年齢（15～49 歳）の女性の出生率を合計した「期間合計特殊出生率」と、ある世代の出生状況に着目し、同一世代生まれ（コホート）の女性の各年齢（15～49 歳）の出生率を過去から積み上げた「コホート合計特殊出生率」の 2 つがあります。

実際に「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」はコホート合計特殊出生率ですが、この値はその世代が 50 歳に到達するまで得られないため、それに相当するものとして期間合計特殊出生率が一般に用いられています。



子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3）

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、妊娠・出産・育児に関する妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門スタッフ対応し、必要な支援の調整や地域の保健、医療、福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する施設です。

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業のことです。短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

子ども家庭総合支援拠点

18歳までのすべての子どもと、その家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整や、その他の必要な支援を行うための拠点です。

平成28年の児童福祉法改正により、自治体に設置が義務付けられ（努力義務）、国は令和4年までに全市区町村に設置するとの方針を打ち出しています。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいいます。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行や、家庭及び地域を取り巻く環境の変化を背景に、児童福祉法やその他の子どもに関する法律による施策と合わせ、子ども・子育て支援給付、その他の子ども及び養育者へ必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、平成24年に成立・公布、平成27年に施行された法律です。



さ 行

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした法律です。

児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもが元気に安心して暮らせるように、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援等を行う者で、民生委員を兼ねています。

児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

児童虐待

保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待を行うことをいいます。

児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭などに支給される手当で、その家庭の生活の安定や自立に寄与することによって、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。（平成 22 年 8 月から改正）

児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

障害児通園施設

在宅の障がいのある幼児が週に 2～3 回保護者とともに通園し、発達への援助、生活指導、運動療法を受けるとともに、保護者への療育相談等を行う施設のことです。

食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。



スクールカウンセラー

小学校や中学校、高等学校などの教育機関において、児童・生徒・学生から相談を受けたりアドバイスするなどの心のケアや、教員、保護者とも連携して問題解決のために働きかける高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職専門家です。

スタートカリキュラム

幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるために、小学校入学後に実施されるカリキュラムです。

生活習慣病

毎日の良くない生活習慣（食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等）の積み重ねにより引き起こされる病気のこと、高血圧症・脂質異常症・糖尿病などがあります。

総合的な学習の時間

児童・生徒が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力の育成を目指し、各教科の枠を超えて横断的に学習を行う時間です。各学校により名称が定められ、学年単位での活動や、学年の枠によらない「縦割り」のグループでの活動があります。

た 行

待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。

地域優良賃貸住宅制度

高齢者世帯・障害者世帯・子育て世帯などを重点対象とし、1戸当たりの床面積や構造、設備などの必要な基準を満たした賃貸住宅を民間事業者などが建設する際に、国が建設や家賃の低廉化に必要な資金の一部を助成する制度です。具体的な補助対象部分や補助金額の算出方法等については、各地方公共団体が要綱等を定めて実施しています。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。確認を受けない幼稚園は含まれません。



特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある児童へ手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的にした手当です。国が定める所得額以下の、20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に、原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多いです。

な 行

認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条第1項に規定される、特定教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

ノーマライゼーション

障がいのある人が、社会の中で一般市民と同じように普通（ノーマル）の生活や権利等が保障され活動することが、社会の本来のあるべき姿であるという考え方です。

は 行

バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営む上で障がいとなる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

保育所

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することが出来ない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。なお、都道府県等の認可を受けた施設と認可を受けていない施設があります。



放課後等デイサービス

学校に通学中の障がいのある子どもを対象に、放課後や休日に施設等に通所させ、生活技能向上のために必要な訓練や社会との交流の促進を行う場です。

ま 行

民生委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、ボランティアとして活動する非常勤の地方公務員です。地域福祉推進の担い手として、生活や福祉全般に関する相談・支援を行っています。民生委員は児童福祉法により児童委員も兼任し、子どもに関わる支援活動もしています。

ら 行

レスパイト

障がい者（児）や乳幼児、高齢者をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その介護（育児）から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすることです。介護者（保護者）自身の健康を保つために必要な休養や息抜きの時間を確保することはもとより、介護者（保護者）が地域での交流や社会参加の時間を持てるようにすることも目的としています。





第2期のびのび塩竈っ子プラン

～塩竈市子ども・子育て支援事業計画／塩竈市次世代育成支援行動計画～

発行元 塩竈市役所 健康福祉部 子育て支援課

住 所 〒985-0052 宮城県塩竈市本町1番1号

TEL 022-353-7797 FAX 022-366-7167

URL <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

